
第 3 期

赤磐市子ども・子育て支援事業計画

(令和 7～11 年度)

令和 7 年 3 月

赤磐市

はじめに



赤磐市では、「子どもたちの笑顔あふれるまちづくり
～地域の力を活かし、ともに育み築く明日の赤磐市～」
を基本理念として、平成 27 年度から第 1 期、第 2 期の
「赤磐市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、
子育て支援を推進してきたところです。

この間、新型コロナウイルス感染症の影響でコミュニティ活動が希薄化したことは、子育て環境に大きな影響を与えました。また、物価高騰による経済的な不安や、少子・高齢化の進展による労働力人口の減少などの懸念も大きくなっています。このような中、子どもを産み、育てる喜びを実感できる社会を実現していくためには、今こそ、社会全体で子育てを支援していかなければなりません。

国においては、令和 5 年 4 月に「こども家庭庁」が発足し、「こども基本法」が施行され、“こどもの最善の利益を第一に考える”政策が展開されています。

赤磐市におきましても、令和 7 年度を初年度とする第 3 期の「赤磐市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもたちが心身ともに健康で安心して生活できるまちを目指してまいります。

本計画の策定に際しましては、子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、ニーズ調査やパブリックコメントなど、多くの市民の皆様にお力を賜りました。深く感謝を申し上げますとともに、今後とも、より一層、赤磐市の子育て環境の醸成にご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 7 年 3 月

赤磐市長 友 實 武 則

「こども」の表記について

令和4年9月15日付で内閣官房副長官補付こども家庭庁設立準備室が発出した事務連絡『「こども」表記の推奨について（依頼）』では、今後の行政文書では特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を活用していくことを各府省庁に通知しています。

（特別な場合の判断）

①法令に根拠がある語を用いる場合

例：公職選挙法における「子供」

子ども・子育て支援法における「子ども」

②固有名詞を用いる場合

例：既存の予算事業名や組織名

③他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる場合

本計画では、計画の根拠法である「子ども・子育て支援法」に合わせて漢字表記の「子ども」を基本としますが、上記通知を踏まえ国が使用する平仮名表記の「こども」も混在しています。

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1-1 計画策定の背景	1
1-2 計画の位置づけ	2
1-3 計画の期間	2
1-4 計画の策定方法	3
第2章 計画の基本的な考え方	4
2-1 基本理念	4
2-2 基本的な視点	5
第3章 子ども・子育てを取り巻く現状	6
3-1 統計数値から見た状況	6
3-2 ニーズ調査結果の概要	12
3-3 赤磐市の教育・保育施設等	23
3-4 第2期計画の施策の進捗状況と今後の方向性	27
第4章 量の見込みと確保方策	31
4-1 計画期間における子どもの人口推計結果	31
4-2 教育・保育提供区域の設定	32
4-3 教育・保育の量の見込みと確保方策	32
4-4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	39
第5章 施策の展開	55
基本目標1 すべての子どもが健やかに成長できるまち	
1-1 母性並びに乳幼児の健康のために	56
(1)子どもや母親の健康の確保	56
(2)食育の推進	59
(3)小児医療の充実	59
1-2 生きる力を育むために	60
(1)幼児期の教育・保育、学校教育の充実	60
(2)子どもの健全育成	61
基本目標2 すべての子どもの幸せを実感できるまち	
2-1 すべての子どもの幸せのために	63
(1)児童虐待防止対策等の充実	63

(2)ひとり親世帯の自立支援の推進	64
(3)障害児施策の充実等	65
(4)外国につながる子どもへの支援	67
2-2 子どもの貧困対策の推進	68
(1)生活の支援	68
(2)経済的な支援	70
(3)教育の支援	70
(4)保護者に対する就労の支援	72
基本目標3 子育て家庭が、喜びとゆとりを持って子育てができるまち	
3-1 ゆとりを持って子育てを行うために	73
(1)家庭教育における教育機能の充実	73
(2)経済的負担の軽減	74
3-2 職業生活と家庭生活を両立させるために	75
(1)多様な働き方の実現及び職場環境づくり	75
(2)仕事と子育ての両立の推進	76
3-3 安全で心地良い環境で子育てをするために	78
(1)良質な生活環境の整備	78
(2)安全・安心のまちづくりの推進等	78
基本目標4 地域全体で子育て支援に取り組むまち	
4-1 地域全体で子育ての支援をするために	80
(1)地域における子育てサービスの充実	80
(2)子育て支援のネットワークづくり	81
(3)地域の教育力の向上	82
指標(令和11年度末)の目標	85
第6章 計画の推進	86
6-1 推進体制の充実	86
6-2 計画の点検・評価	86
6-3 計画の公表	86
資料	87
1 赤磐市子ども・子育て会議条例	87
2 赤磐市子ども・子育て会議委員名簿	89

第1章 計画策定にあたって

1-1 計画策定の背景

我が国の急速な少子・高齢化の進展は、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済のあらゆる面に大きな影響を与えるものとして懸念されています。

また、核家族化の進展や地域におけるコミュニティの希薄化によって子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化し、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、子どもが健やかに育ち、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うことができる社会の構築など、子育て・子育てを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

赤磐市では、少子化対策基本法や子ども・子育て支援関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度の実施に向けて、平成27年3月に「第1期赤磐市子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月に「第2期赤磐市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼児期の教育・保育、子ども・子育て支援の充実などに取り組んできました。

こうした中、第2期計画期間中の令和3年12月に、国により「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が示されました。この指針では、“常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えること”、“こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすること”としています。

この指針を受け、令和5年4月に「こども基本法」の施行及び新たな司令塔として「こども家庭庁」が発足され、同年12月には『こどもまんなか社会』を目指す「こども大綱」が閣議決定されました。

更に「こども大綱」と一緒に、次元の異なる少子化対策の実現に向けた「こども未来戦略」も閣議決定され、“2030年代”に入るまでが少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンスとの認識のもと、令和8年度までの今後3年間を集中取組期間の具体的な政策として「こども・子育て支援加速化プラン」が示されました。

令和7年度を初年度とする「第3期赤磐市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）では、国が目指す“こども・子育て政策”の方向性も踏まえ、子どもたちが心身ともに健康で安心して生活できるまちを目指して、本市の実情に即した更なる子育て環境の整備に取り組めます。

1-2 計画の位置づけ

(1) 法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条の「市町村子ども・子育て支援事業計画」に位置づけられます。

本計画は、子育て支援に関する施策の基本的方向を示すものであり、市民をはじめ、保育所、認定こども園、幼稚園、学校、事業者、関係団体、行政がそれぞれの立場において、子どもの育ちと子育て家庭の支援に取り組むための指針となるものです。

(2) 計画の対象

本計画は、就学前児童と小学校児童を中心とした児童福祉法に定められた 18 歳未満のすべての子どもとその家庭、地域、事業所、行政等を対象とします。

(3) 他の計画との関係

本計画は、赤磐市総合計画の分野別個別計画に位置づけられます。また、子ども・子育て支援法をはじめとする関連の法律、岡山いきいき子ども・若者プラン 2025、本市の関連計画、関連分野との整合並びに連動を図っています。

また、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく市町村計画を内包します。

1-3 計画の期間

本計画の期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 か年とします。ただし、計画期間の中間年度を目安として、「量の見込み」と実績との差や社会情勢の変化等を考慮し、必要な計画の見直しを行います。

令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
第2期計画					
	第3期子ども・子育て支援事業計画				
			必要に応じて見直し		第4期計画の策定

1-4 計画の策定方法

(1) 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の実施

子ども・子育て支援事業に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」等を把握するために、就学前児童と小学校児童の保護者を対象とした「赤磐市 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」を実施しました。

	就学前児童調査	小学校児童調査
調査対象者	就学前児童（0～6歳）の保護者 無作為抽出	小学校児童（1～6年生）の保護者 無作為抽出
調査方法	郵送で調査票を配布・回収	郵送で調査票を配布・回収
調査時期	令和6年9月10日～10月2日	令和6年9月10日～10月2日
配布数	1,200	800
回答数	537	364
回答率	44.8%	45.5%

(2) 赤磐市子ども・子育て会議の開催

本計画の策定にあたって、子ども・子育て支援法第72条第1項に基づき、市内の保護者や子ども・子育て支援事業者、学識経験者等により構成される「赤磐市子ども・子育て会議」の場で内容等の審議を行いました。

当会議は、市における特定教育・保育施設の利用定員の設定、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等について調査審議するものです。

(3) パブリックコメントの実施

市民の意見を計画内容に反映させるため、計画素案を広く公表し、パブリックコメントを実施しました。

第2章 計画の基本的な考え方

2-1 基本理念

子どもたちの笑顔あふれるまちづくり

～地域の力を活かし、ともに育み築く明日の赤磐市～

子ども・子育て支援法では、「子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。」と定めています。

これを踏まえ、赤磐市では、

- すべての子どもたちが心身ともに健やかに育ち、地域全体で子育てを支援し、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を解消し、保護者が子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう優しく見守り、応援していくこと
- 家庭、地域、教育・保育施設、事業者、ボランティアやNPO、行政等の関係機関がそれぞれの役割分担と連携のもと、次代を担う子どもたちが、その最善の利益を保障され、地域全体で子育てを優しく見守り、応援していく“まち”を目指すこと
- 子ども・子育て支援は、こども基本法やこども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組のひとつであること

といった考えを基調に、本計画の基本理念は、第1期計画からの基本理念である「子どもたちの笑顔あふれるまちづくり～地域の力を活かし、ともに育み築く明日の赤磐市～」を継承することとします。

2-2 基本的な視点

次の6項目を基本的な視点として、基本理念の実現に向けた施策に取り組みます。

子どもの視点

子どもの最善の利益が保障されるよう、子どもの視点に立った計画の推進を図ります。子どもたちが心身ともに健康で、安心して生活できるまちを目指し、取組を進めます。

子どもの成長の視点

乳幼児期のしっかりとした愛着形成を基礎として、人との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期における心身の健全な発達が促されるよう、質の高い教育・保育、安定的な子育て支援ができる環境を整える取組を進めます。

保護者の成長の視点

地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する不安や孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感をもち、子どもと向き合える環境を整えます。日々成長する子どもの姿に感動して、喜びや生きがいをもたらすような取組を進めます。

地域の視点

子どもや子育て家庭が、地域において様々な経験を経て成長することができ、地域で子どもの成長を喜びあえる社会の構築を図ります。子育て家庭を地域全体で優しく見守り、応援することができるような取組を進めます。

資源活用の視点

子育てサークルや子ども会、自治会などの地域活動団体、社会福祉法人、NPOなどの団体や民生委員児童委員・主任児童委員、福祉推進委員を含めた地域ボランティアなど、地域には子育てに関係のある社会資源が存在しており、それらの効果的な活用を図ります。

社会の視点

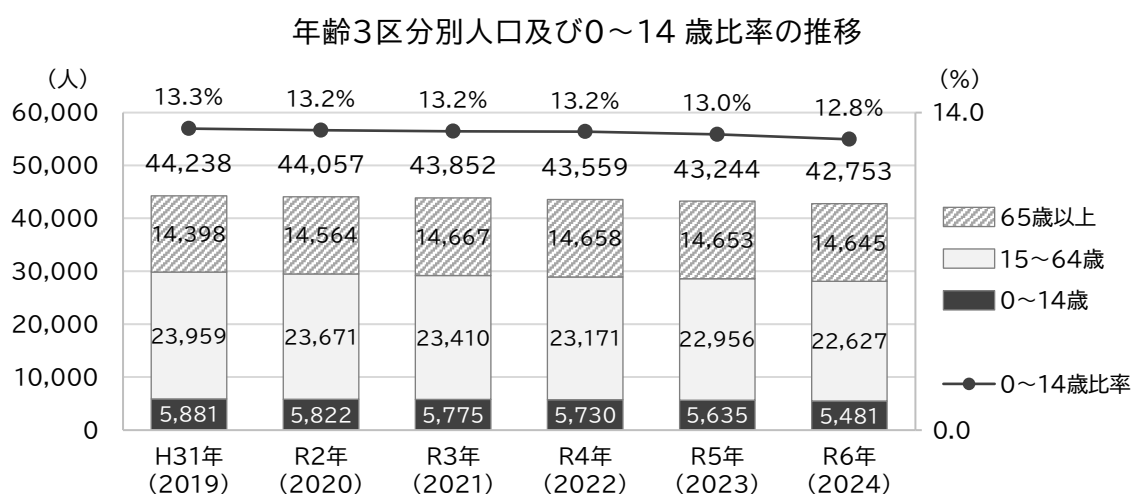
子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。すべての子どもが、健康でのびのびと育つことができる環境をつくるためには、子育てを社会全体で支援していく必要があります。企業、事業者等様々な担い手の協働のもと、子育て支援施策を推進します。

第3章 子ども・子育てを取り巻く現状

3-1 統計数値から見た状況

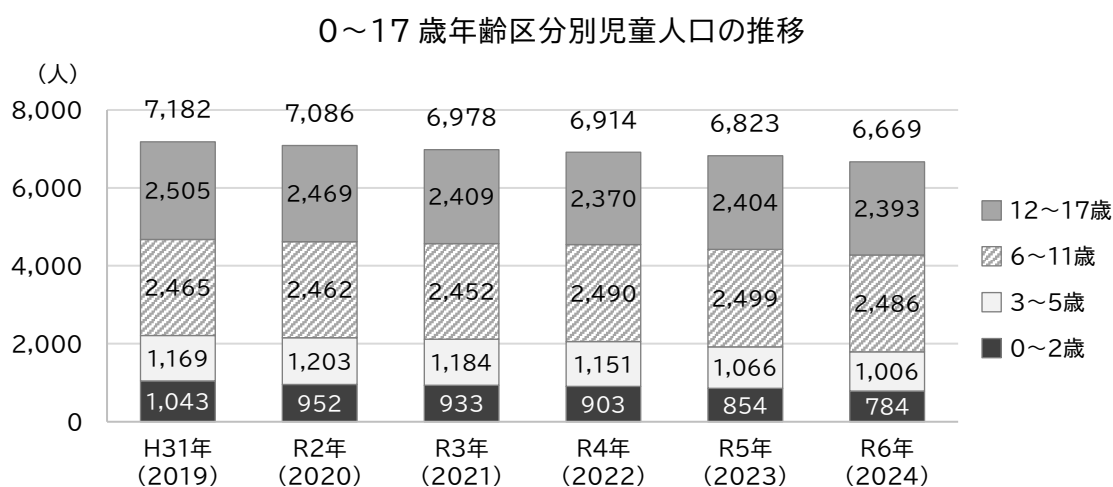
(1) 人口の推移

本市の総人口は、令和6年4月1日現在 42,753 人となっており、微減の傾向で推移しています。年齢3区分別人口の比率は、0～14 歳（年少人口）が減少し、65 歳以上（老年人口）が増加するという少子高齢化が進行している状態です。



※住民基本台帳(各年4月1日)

18 歳未満の児童人口は、令和6年4月1日現在 6,669 人となっており、就学前児童（グラフでは0 歳から5 歳に相当）の減少が見られます。



※住民基本台帳(各年4月1日)

0～17歳各歳別人口の構成

(単位:人)

	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
0歳	270	282	279	242	222
1歳	318	310	305	298	257
2歳	364	341	319	314	305
3歳	413	372	350	331	319
4歳	385	420	378	352	336
5歳	405	392	423	383	351
6歳	403	410	403	426	382
7歳	429	403	413	410	429
8歳	410	430	404	414	410
9歳	433	406	432	410	418
10歳	380	429	403	433	416
11歳	407	374	435	406	431
12歳	403	408	371	436	401
13歳	396	403	412	370	437
14歳	406	395	403	410	367
15歳	391	399	390	400	408
16歳	415	389	402	385	393
17歳	458	415	392	403	387

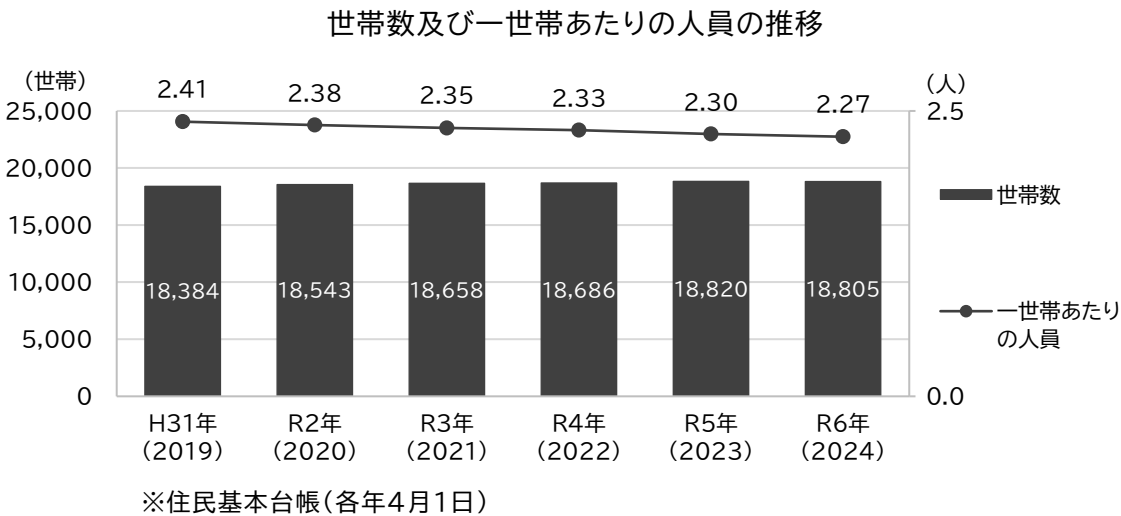
※住民基本台帳(各年4月1日)

(2) 世帯数等の推移

本市の世帯数は、令和6年4月1日現在 18,805 世帯となっており、ほぼ横ばいで推移しています。一世帯あたりの人員は、令和6年4月1日現在 2.27 人となり、減少傾向が続いています。

子どものいる世帯の構成は、令和2年10月1日現在、18歳未満世帯員のいる一般世帯のうち、核家族世帯が全体の 83.0%を占めています。この割合が上昇傾向であることから、核家族化の進行が見られます。

ひとり親世帯（男親と子どもから成る世帯及び女親と子どもから成る世帯の合計）は、令和2年10月1日現在、18歳未満世帯員のいる一般世帯の 9.6%となっています。



子どものいる世帯の構成 (単位: 世帯)

	18歳未満世帯員のいる一般世帯					
	H22年(2010)		H27年(2015)		R2年(2020)	
総数	4,022	100.0%	3,900	100.0%	3,756	100.0%
親族のみ世帯	4,003	99.5%	3,879	99.5%	3,738	99.5%
核家族世帯	3,002	74.6%	3,044	78.1%	3,118	83.0%
夫婦のみの世帯	0	—	0	—	0	—
夫婦と子どもから成る世帯	2,587	64.3%	2,672	68.5%	2,755	73.3%
男親と子どもから成る世帯	48	1.2%	50	1.3%	54	1.4%
女親と子どもから成る世帯	367	9.1%	322	8.3%	309	8.2%
核家族以外の世帯	1,001	24.9%	835	21.4%	620	16.5%
非親族を含む世帯	13	0.3%	19	0.5%	18	0.5%
単独世帯	6	0.1%	2	0.1%	0	—

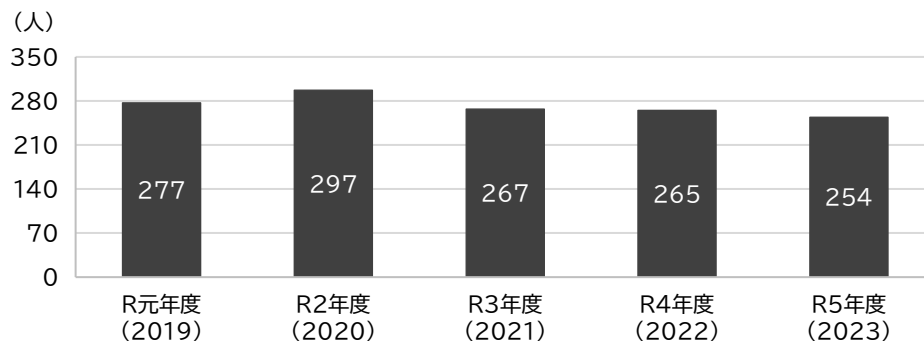
※国勢調査(各年10月1日)

(3) 人口動態

本市の出生数は、令和5年度が254人となり、近年は250人から270人前後で推移しています。

合計特殊出生率（15歳から49歳までの女性の年齢別出産率を合計したもので、一人の女性が一生に産む子どもの数に相当）は、令和4年の時点で、全国、岡山県の水準を上回っています。

出生数の推移



※市統計資料

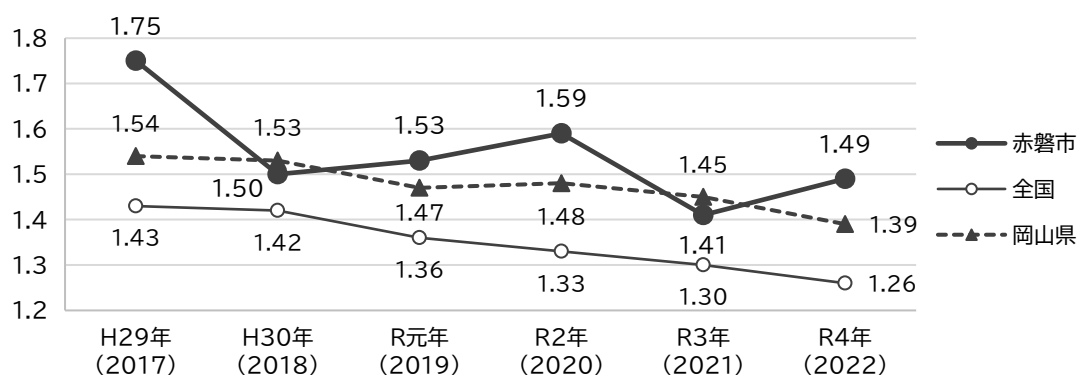
母親年齢区分別出生数

(単位:人)

	R 元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
15～19 歳	4	4	4	3	2
20～24 歳	27	40	25	25	26
25～29 歳	74	84	82	79	79
30～34 歳	100	98	82	88	79
35～39 歳	61	54	62	58	48
40～44 歳	11	17	12	12	17
45～49 歳	0	0	0	0	3
合計(出生数)	277	297	267	265	254

※市統計資料

合計特殊出生率の推移



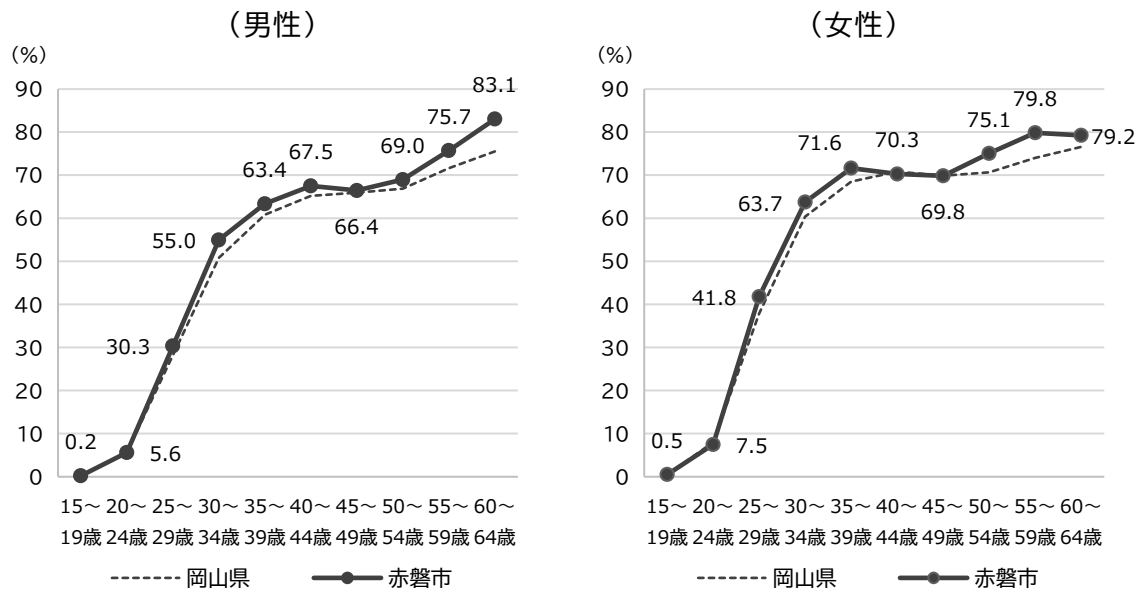
※岡山県衛生統計年報

(4) 有配偶率等

本市の有配偶率について、男性・女性ともに概ね 25 歳以上の年齢区分で岡山県の水準を上回っています。

一方、未婚率を見ると、女性に大きな変動は見られないものの、男性の未婚率は上昇傾向にあります。

年齢区分別有配偶率の比較(令和2年)



※国勢調査(令和2年10月1日)

年齢区分別未婚率

(単位: %)

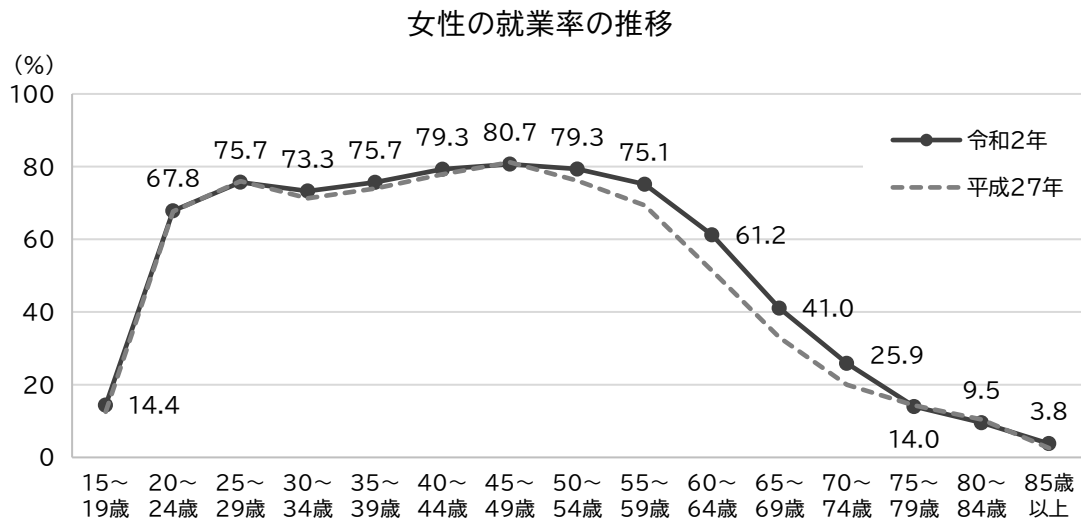
	男性			女性		
	H22年 (2010)	H27年 (2015)	R2年 (2020)	H22年 (2010)	H27年 (2015)	R2年 (2020)
15～19歳	99.6	99.5	99.6	99.7	99.2	99.4
20～24歳	91.8	87.9	91.8	93.9	90.9	91.1
25～29歳	69.0	54.5	65.7	65.6	57.6	55.4
30～34歳	44.3	32.9	41.0	44.4	29.1	30.4
35～39歳	31.3	21.2	31.4	31.6	23.1	19.1
40～44歳	23.4	12.4	25.2	25.6	17.5	19.1
45～49歳	15.4	6.3	24.8	20.7	11.8	17.1
合計	50.4	41.3	48.7	50.1	41.9	41.4

※国勢調査(各年10月1日)

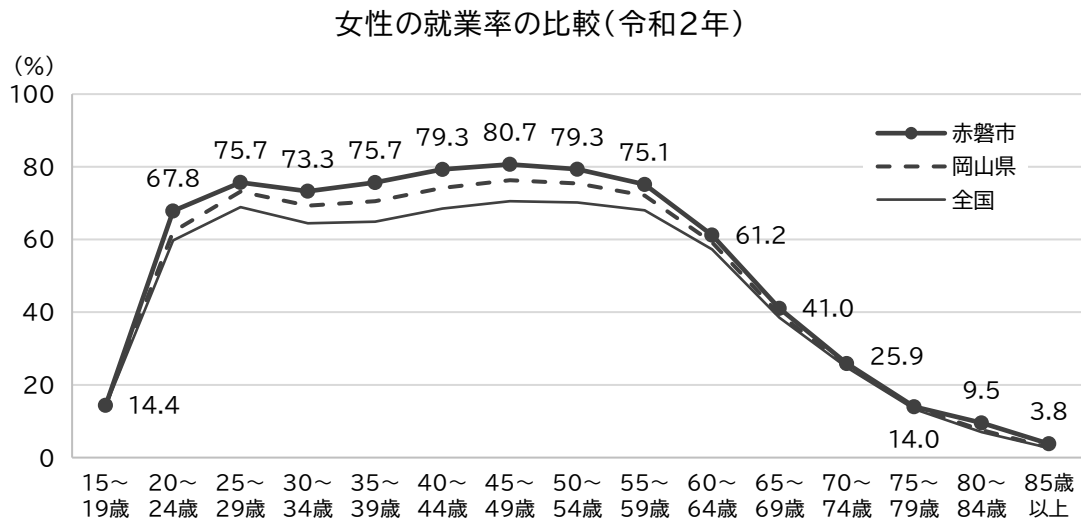
(5) 女性の就業率

女性の就業率（15歳以上人口に占める就業者数の割合）について、令和2年は、ほぼすべての年齢で平成27年と比べて就業率の上昇が見られます。

また、岡山県の水準を上回る就業率で推移しており、今後も出産期から子育て期において、仕事と子育ての両立を支援する施策や事業を推進していく必要があります。



※国勢調査(各年10月1日)



※国勢調査(令和2年10月1日)

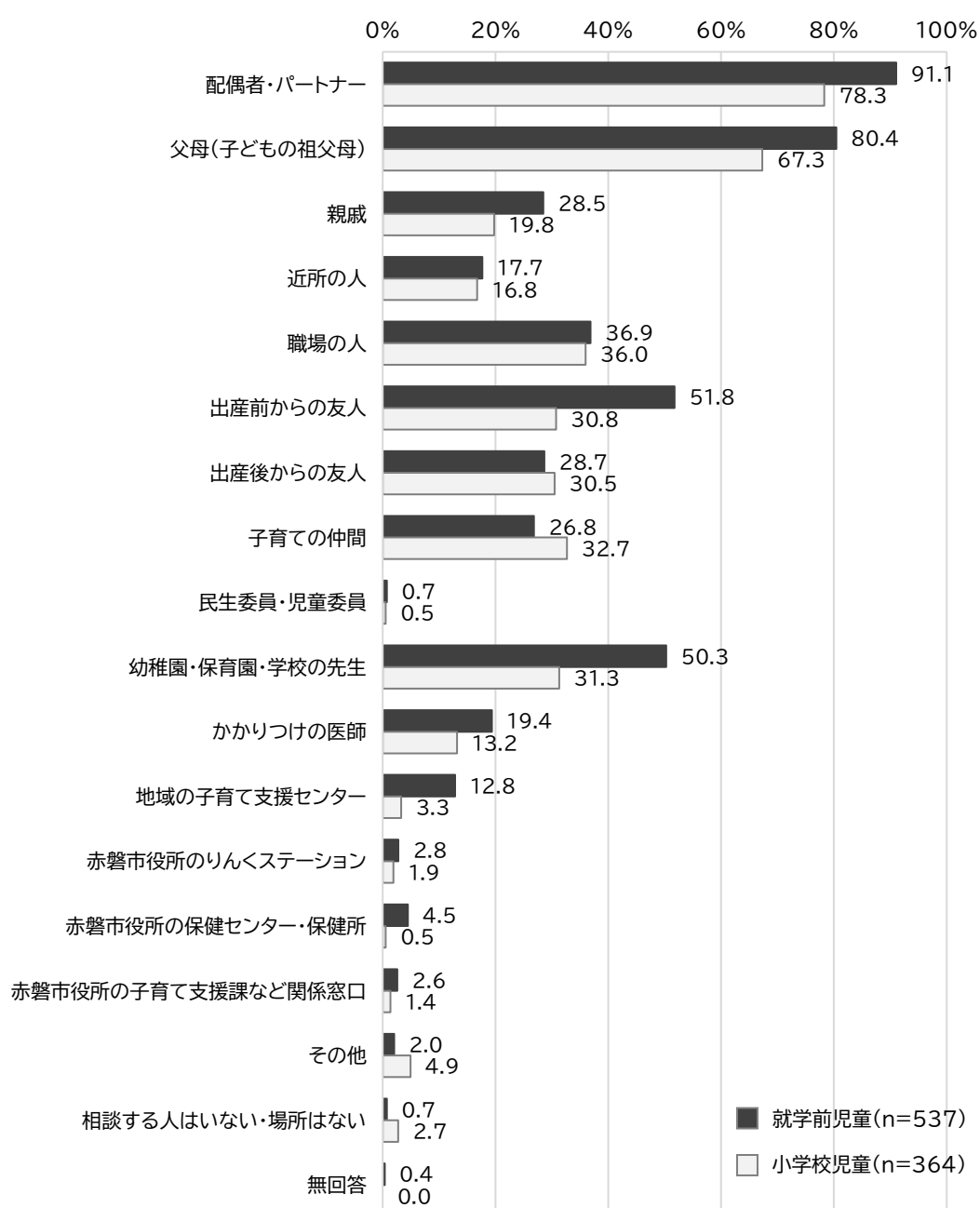
3-2 ニーズ調査結果の概要

(1) 子育てをする上で気軽に相談できる人や場所等

問 宛名のお子さんの子育てをする上で、気軽に相談できる人・場所等がありますか。

就学前児童、小学校児童ともに「配偶者・パートナー」や「父母（子どもの祖父母）」が上位を占めています。

就学前児童では、「出産前からの友人」(51.8%)や「幼稚園・保育園・学校の先生」(50.3%)も50%を超えています。

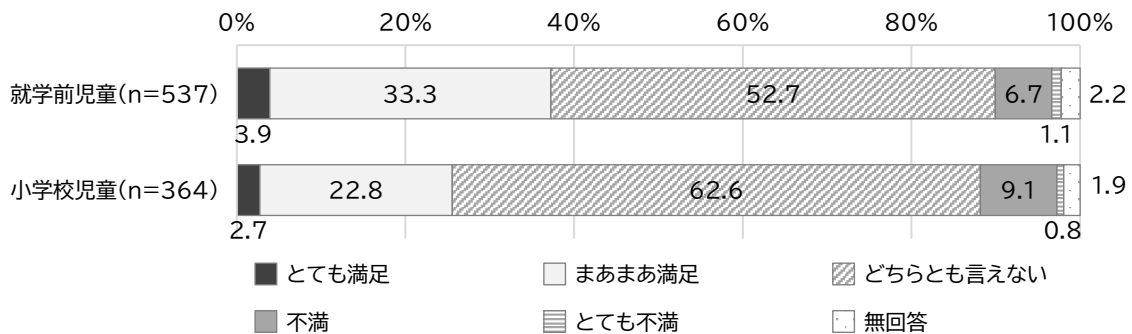


（２）子育て支援サービスの情報に関する満足度

問 子育て支援サービスの情報に関する満足度はいかがですか。

就学前児童は、「どちらとも言えない」が 52.7%と最も高く、次いで「まあまあ満足」が 33.3%、「不満」が 6.7%、「とても満足」が 3.9%、「とても不満」が 1.1%となっています。

小学校児童は、「どちらとも言えない」が 62.6%と最も高く、次いで「まあまあ満足」が 22.8%、「不満」が 9.1%、「とても満足」が 2.7%、「とても不満」が 0.8%となっています。

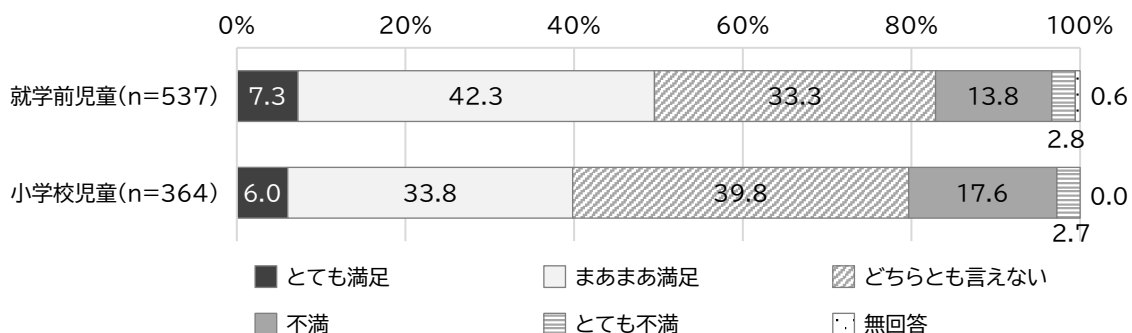


（３）赤磐市の子育て環境の満足度

問 赤磐市の子育て環境の満足度はいかがですか。

就学前児童では、「まあまあ満足」が 42.3%と最も高く、次の「どちらとも言えない」は 33.3%となっています。

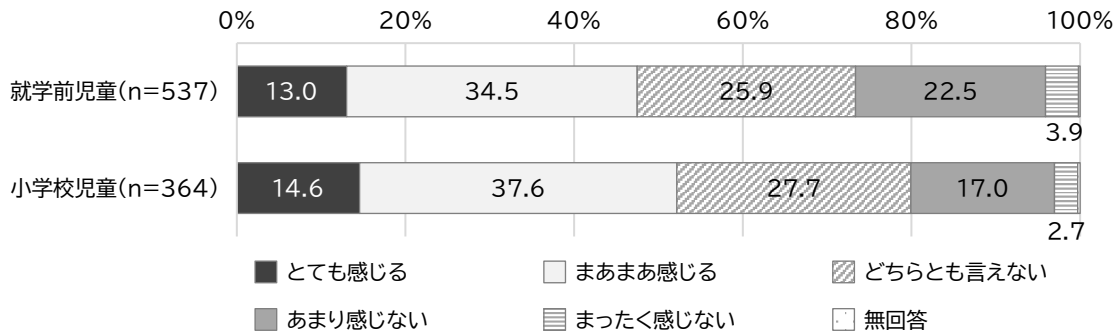
小学校児童では、「どちらとも言えない」が 39.8%と最も高く、次の「まあまあ満足」は 33.8%となっています。



（４）子育てについての不安や負担

問 子育てについて不安や負担を感じますか。

就学前児童、小学校児童ともに「まあまあ感じる」が最も高く、次いで「どちらとも言えない」、「あまり感じない」、「まったく感じない」と続いています。

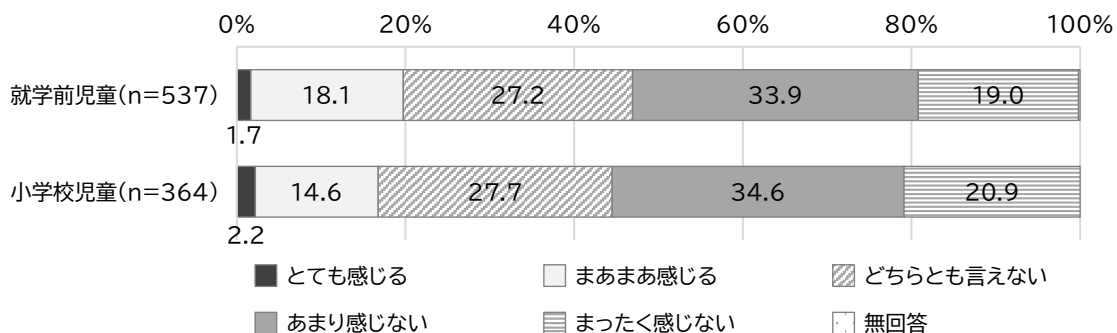


（５）世帯の経済的なゆとり

問 あなたの世帯では、現在の生活に経済的なゆとりがあると感じますか。

就学前児童、小学校児童ともに「あまり感じない」が最も高く、次いで「どちらとも言えない」、「まったく感じない」、「まあまあ感じる」、「とても感じる」と続いています。

「あまり感じない」と「まったく感じない」を合わせた、“余裕がない”は就学前児童が 52.9%、小学校児童が 55.5%となっています。

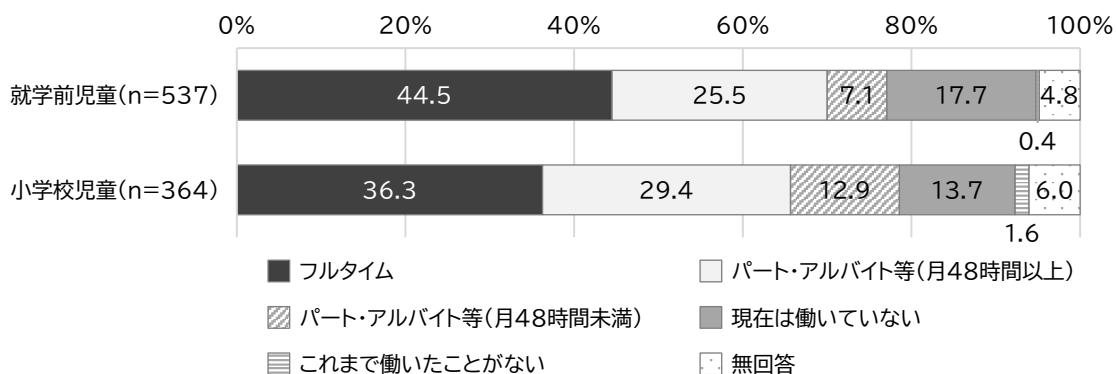


(6) 母親の就労状況

問 母親が同居の場合にお聞きします。母親は現在、働いていますか。
※フルタイム、パート・アルバイト等には、産休・育休・介護休暇中を含む

就学前児童、小学校児童ともに「フルタイム」が最も高く、次が「パート・アルバイト等（月48時間以上）」となっています。

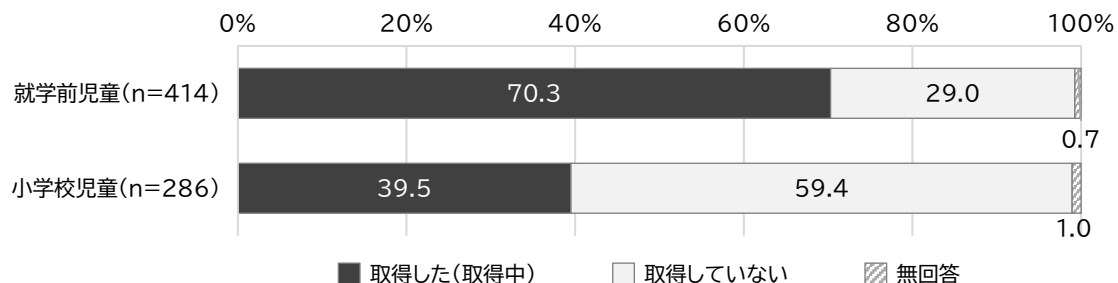
「フルタイム」、「パート・アルバイト等（月48時間以上）」、「パート・アルバイト等（月48時間未満）」を合わせた“就労している”は、就学前児童が77.1%、小学校児童が78.6%となっています。



(7) 母親の育児休業の取得状況

問 宛名のお子さんが生まれた時、育児休業を取得しましたか。
※フルタイム、パート・アルバイト等で就労している人のみ

就学前児童では、「取得した(取得中)」が70.3%となっています。小学校児童では、「取得していない」が最も高く59.4%となっています。

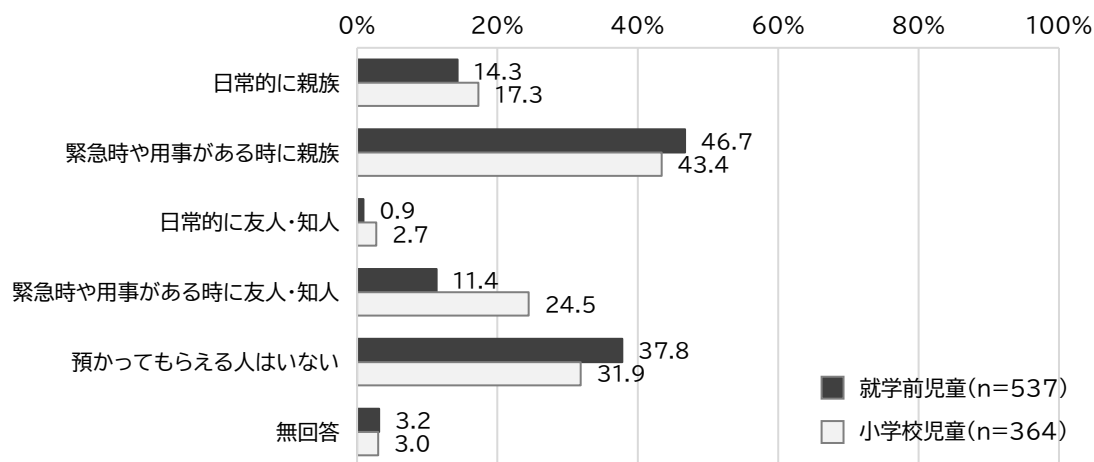


(8) 家族のほかに日頃、お子さんを預けられる人

問 ご家族のほかに、日頃、宛名のお子さんを預けられる人はいますか。

就学前児童、小学校児童ともに「緊急時や用事がある時に親族」が40%を超えていますが、「預かってもらえる人はいない」も30%以上見られます。

母親の就労状況別で見ると、「預かってもらえる人はいない」は就学前児童の“パート・アルバイト等”が44.0%、小学校児童の“就労していない”が41.1%となっています。



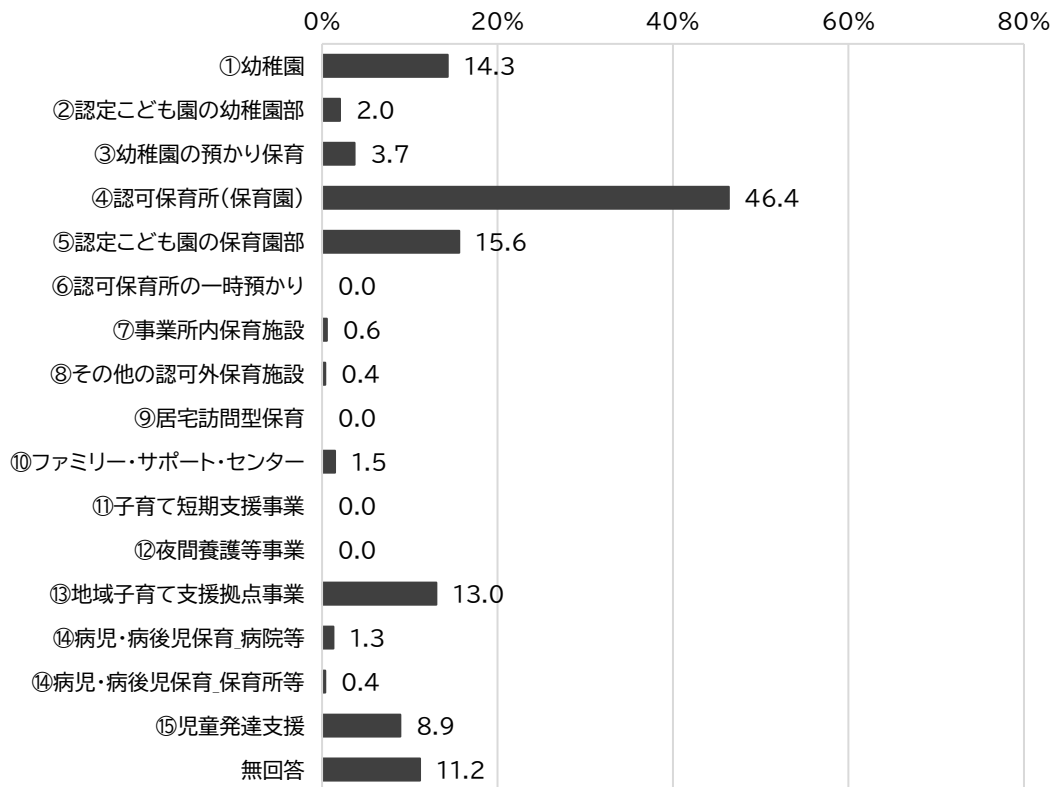
就学前児童	全体	母親の就労状況			赤磐市の居住期間(子ども)		
		フルタイム	パート・アルバイト等	就労していない	2年以内	3～4年	5～6年
<回答者数>	537	239	175	97	269	136	121
日常的に親族	14.3	14.6	12.6	17.5	15.2	11.8	13.2
緊急時や用事がある時に親族	46.7	49.4	43.4	44.3	47.6	44.9	47.1
日常的に友人・知人	0.9	0.0	1.1	3.1	1.1	0.7	0.8
緊急時や用事がある時に友人・知人	11.4	11.3	10.9	12.4	8.9	13.2	14.0
預かってもらえる人はいない	37.8	33.9	44.0	39.2	37.2	37.5	40.5
無回答	3.2	3.3	2.3	3.1	3.3	3.7	1.7

小学校児童	全体	母親の就労状況			赤磐市の居住期間(子ども)		
		フルタイム	パート・アルバイト等	就労していない	6年以内	7～9年	10～12年
<回答者数>	364	132	154	56	78	158	117
日常的に親族	17.3	18.9	16.2	14.3	11.5	18.4	18.8
緊急時や用事がある時に親族	43.4	42.4	47.4	39.3	42.3	45.6	41.0
日常的に友人・知人	2.7	1.5	3.9	1.8	2.6	1.3	3.4
緊急時や用事がある時に友人・知人	24.5	18.2	29.2	16.1	24.4	22.8	26.5
預かってもらえる人はいない	31.9	34.8	26.6	41.1	33.3	31.0	30.8
無回答	3.0	3.0	3.2	1.8	3.8	1.9	4.3

(9) 子育て支援事業の現在の利用状況（就学前児童）

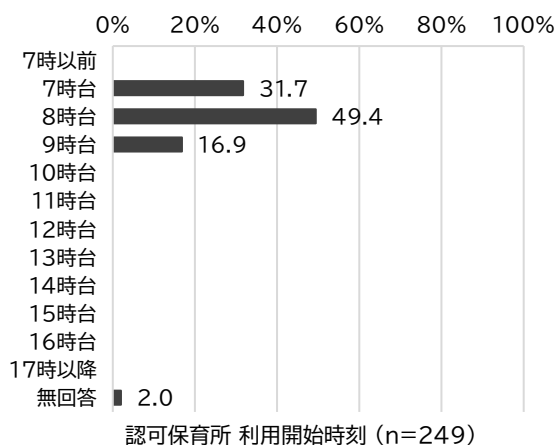
問 宛名のお子さんについて、①～⑮の子ども・子育て支援事業の利用状況をご記入ください。

「④認可保育所（保育園）」が46.4%と最も高く、次いで「⑤認定こども園の保育園部」が15.6%、「①幼稚園」が14.3%、「⑬地域子育て支援拠点事業」が13.0%となっています。

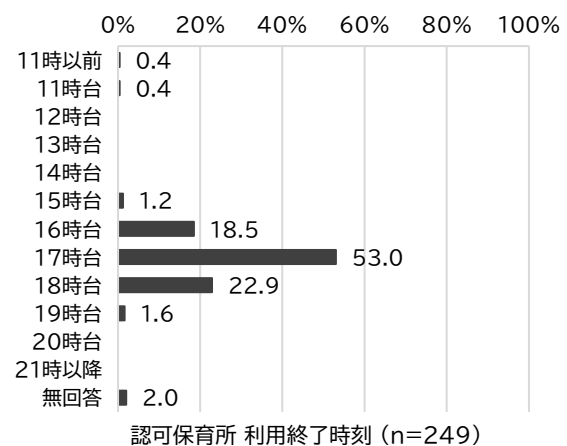


就学前児童(n=537)

利用状況が最も高い「④認可保育所（保育園）」のおよその利用時刻



認可保育所 利用開始時刻 (n=249)



認可保育所 利用終了時刻 (n=249)

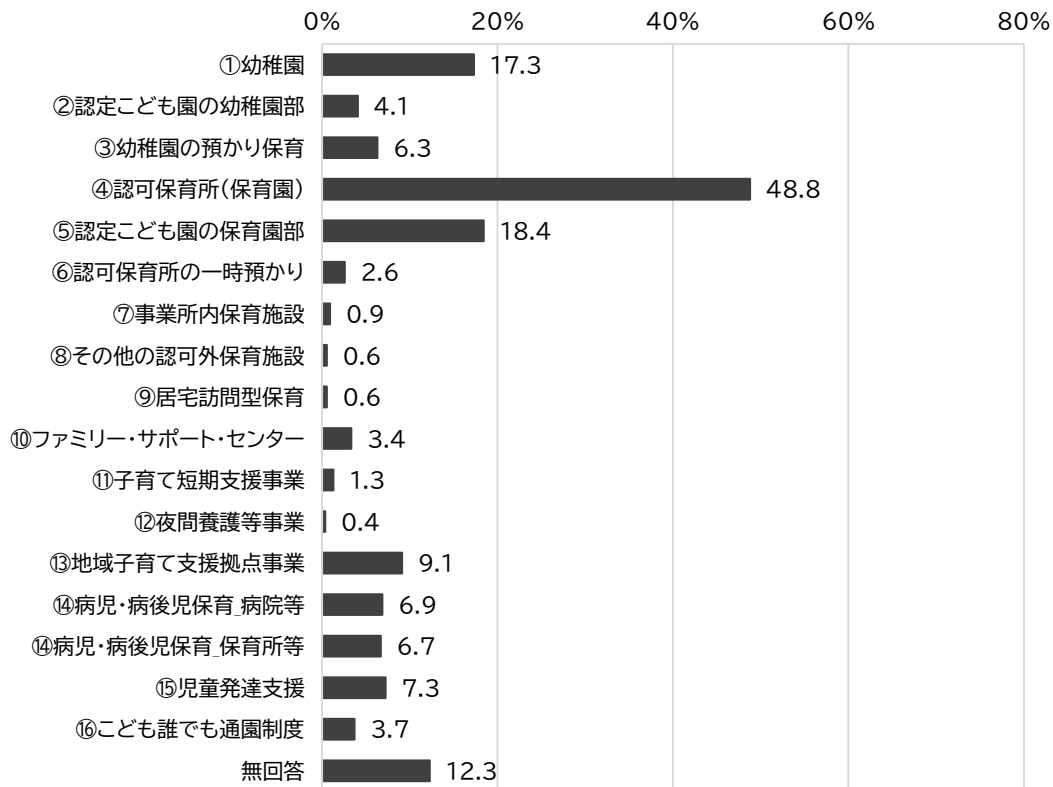
就学前児童	全体	子どもの年齢					
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳以上
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳以上
<回答者数>	537	63	62	82	77	102	144
①幼稚園	14.3	1.6	0.0	1.2	13.0	23.5	27.1
②認定こども園の幼稚園部	2.0	1.6	0.0	4.9	1.3	2.0	2.1
③幼稚園の預かり保育	3.7	1.6	0.0	0.0	0.0	6.9	8.3
④認可保育所(保育園)	46.4	11.1	48.4	54.9	46.8	56.9	48.6
⑤認定こども園の保育園部	15.6	3.2	17.7	13.4	16.9	16.7	20.1
⑥認可保育所の一時預かり	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
⑦事業所内保育施設	0.6	0.0	1.6	1.2	0.0	0.0	0.7
⑧その他の認可外保育施設	0.4	0.0	1.6	0.0	0.0	1.0	0.0
⑨居宅訪問型保育	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
⑩ファミリー・サポート・センター	1.5	1.6	0.0	2.4	3.9	0.0	0.7
⑪子育て短期支援事業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
⑫夜間養護等事業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
⑬地域子育て支援拠点事業	13.0	34.9	24.2	18.3	19.5	1.0	0.7
⑭病児・病後児保育 病院等	1.3	0.0	3.2	0.0	1.3	2.9	0.7
⑭病児・病後児保育 保育所等	0.4	0.0	1.6	1.2	0.0	0.0	0.0
⑮児童発達支援	8.9	0.0	0.0	4.9	11.7	11.8	15.3
無回答	11.2	49.2	16.1	12.2	9.1	0.0	0.7

就学前児童	全体	母親の就労状況			赤磐市の居住期間(子ども)		
		フルタイム	パート・アルバイト等	就労していない	2年以内	3～4年	5～6年
		フルタイム	パート・アルバイト等	就労していない	2年以内	3～4年	5～6年
<回答者数>	537	239	175	97	269	136	121
①幼稚園	14.3	3.3	17.7	33.0	8.2	17.6	24.0
②認定こども園の幼稚園部	2.0	2.5	1.7	2.1	1.9	1.5	2.5
③幼稚園の預かり保育	3.7	0.8	8.6	1.0	0.4	5.9	9.1
④認可保育所(保育園)	46.4	59.4	50.9	9.3	38.7	58.1	52.1
⑤認定こども園の保育園部	15.6	18.8	19.4	2.1	13.4	15.4	19.8
⑥認可保育所の一時預かり	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
⑦事業所内保育施設	0.6	1.3	0.0	0.0	0.7	0.0	0.8
⑧その他の認可外保育施設	0.4	0.4	0.6	0.0	0.4	0.7	0.0
⑨居宅訪問型保育	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
⑩ファミリー・サポート・センター	1.5	0.8	2.3	2.1	1.1	2.9	0.0
⑪子育て短期支援事業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
⑫夜間養護等事業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
⑬地域子育て支援拠点事業	13.0	9.6	7.4	30.9	20.8	8.1	0.8
⑭病児・病後児保育 病院等	1.3	1.7	1.7	0.0	1.5	1.5	0.8
⑭病児・病後児保育 保育所等	0.4	0.4	0.6	0.0	0.7	0.0	0.0
⑮児童発達支援	8.9	7.5	11.4	8.2	3.3	16.2	13.2
無回答	11.2	7.5	6.3	27.8	20.4	2.2	0.8

(10) 子育て支援事業の今後の利用希望（就学前児童）

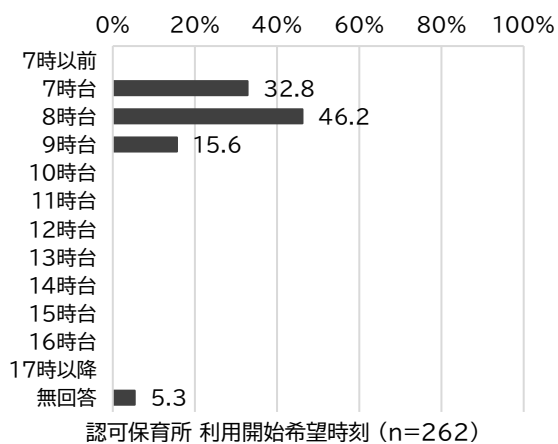
問 宛名のお子さんについて、①～⑯の子ども・子育て支援事業の利用希望をご記入ください。

「④認可保育所（保育園）」が48.8%と最も高く、次いで「⑤認定こども園の保育園部」が18.4%、「①幼稚園」が17.3%となっています。

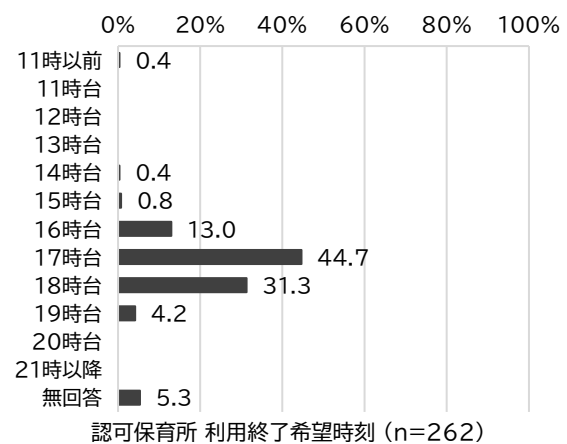


就学前児童(n=537)

利用希望が最も高い「④認可保育所(保育園)」のおよその利用時刻



認可保育所 利用開始希望時刻 (n=262)



認可保育所 利用終了希望時刻 (n=262)

就学前児童	全体	子どもの年齢					
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳以上
<回答者数>	537	63	62	82	77	102	144
①幼稚園	17.3	17.5	8.1	13.4	20.8	15.7	22.2
②認定こども園の幼稚園部	4.1	7.9	4.8	8.5	2.6	2.0	2.1
③幼稚園の預かり保育	6.3	11.1	6.5	1.2	5.2	6.9	7.6
④認可保育所(保育園)	48.8	57.1	64.5	53.7	45.5	49.0	36.8
⑤認定こども園の保育園部	18.4	25.4	24.2	13.4	16.9	13.7	20.1
⑥認可保育所の一時預かり	2.6	6.3	3.2	3.7	5.2	0.0	0.0
⑦事業所内保育施設	0.9	4.8	1.6	0.0	0.0	0.0	0.7
⑧その他の認可外保育施設	0.6	1.6	0.0	1.2	0.0	1.0	0.0
⑨居宅訪問型保育	0.6	0.0	0.0	1.2	1.3	0.0	0.7
⑩ファミリー・サポート・センター	3.4	4.8	4.8	3.7	5.2	2.0	2.1
⑪子育て短期支援事業	1.3	0.0	0.0	0.0	1.3	2.0	2.1
⑫夜間養護等事業	0.4	0.0	0.0	0.0	1.3	0.0	0.0
⑬地域子育て支援拠点事業	9.1	31.7	12.9	13.4	7.8	0.0	2.8
⑭病児・病後児保育 病院等	6.9	9.5	11.3	6.1	9.1	3.9	5.6
⑭病児・病後児保育 保育所等	6.7	9.5	9.7	4.9	9.1	5.9	4.9
⑮児童発達支援	7.3	0.0	0.0	6.1	11.7	8.8	11.1
⑯こども誰でも通園制度	3.7	12.7	3.2	3.7	3.9	1.0	2.1
無回答	12.3	7.9	9.7	12.2	11.7	14.7	14.6

就学前児童	全体	母親の就労状況			赤磐市の居住期間(子ども)		
		フルタイム	パート・ アルバイト等	就労 していない	2年以内	3～4年	5～6年
<回答者数>	537	239	175	97	269	136	121
①幼稚園	17.3	2.9	17.7	51.5	15.6	18.4	19.8
②認定こども園の幼稚園部	4.1	3.3	2.3	9.3	6.3	0.7	2.5
③幼稚園の預かり保育	6.3	1.3	8.0	15.5	4.8	8.1	8.3
④認可保育所(保育園)	48.8	58.6	50.3	23.7	52.4	50.7	38.8
⑤認定こども園の保育園部	18.4	21.8	18.9	11.3	21.6	11.8	19.8
⑥認可保育所の一時預かり	2.6	2.5	1.7	5.2	3.7	2.2	0.0
⑦事業所内保育施設	0.9	0.8	1.1	1.0	1.5	0.0	0.8
⑧その他の認可外保育施設	0.6	1.3	0.0	0.0	0.7	0.7	0.0
⑨居宅訪問型保育	0.6	0.4	0.0	2.1	0.7	0.7	0.0
⑩ファミリー・サポート・センター	3.4	2.5	2.3	8.2	4.5	3.7	0.8
⑪子育て短期支援事業	1.3	1.3	2.3	0.0	1.1	1.5	0.8
⑫夜間養護等事業	0.4	0.0	1.1	0.0	0.0	0.7	0.0
⑬地域子育て支援拠点事業	9.1	6.3	4.6	24.7	16.0	2.9	0.8
⑭病児・病後児保育 病院等	6.9	10.0	5.1	4.1	8.6	5.9	5.0
⑭病児・病後児保育 保育所等	6.7	8.8	4.6	7.2	8.2	8.1	2.5
⑮児童発達支援	7.3	5.4	8.6	11.3	3.7	13.2	9.1
⑯こども誰でも通園制度	3.7	1.7	1.7	9.3	5.6	2.2	0.8
無回答	12.3	12.6	12.6	9.3	10.0	12.5	16.5

(11) 小学校の放課後の過ごし方

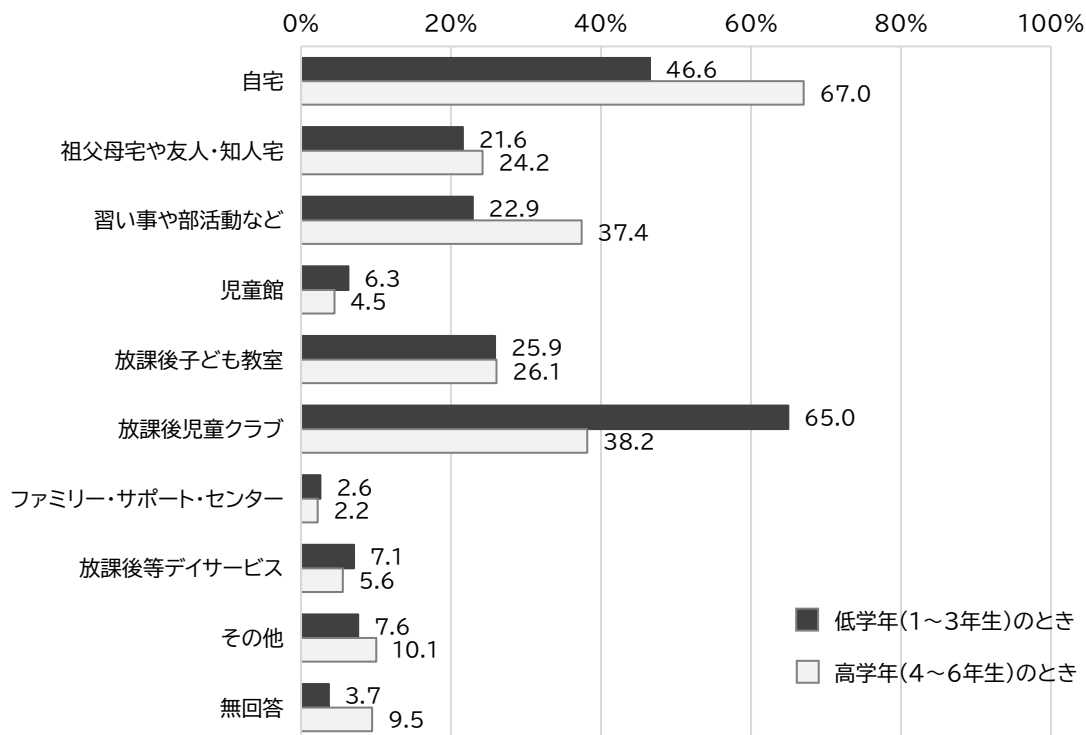
問 宛名のお子さんについて、放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごさせたいですか。または、過ごしましたか。小学校低学年(1～3年生)、小学校高学年(4～6年生)についてそれぞれお答えください。

※就学前児童は小学校入学後の意向

①就学前児童

「放課後児童クラブ」は、低学年(1～3年生)のときは65.0%、高学年(4～6年生)のときは38.2%となっています。

高学年(4～6年生)のときは、「自宅」が67.0%で最も高く、次いで「放課後児童クラブ」が38.2%、「習い事や部活動など」が37.4%が続いています。

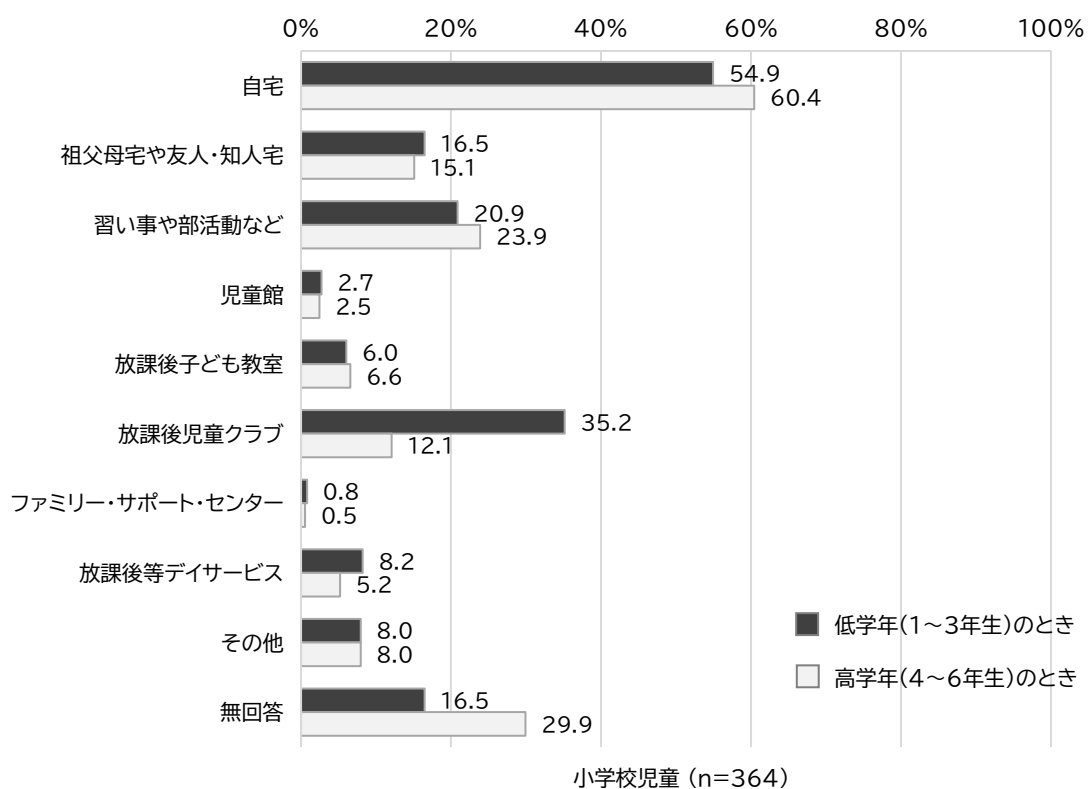


就学前児童 (n=537)

②小学校児童

低学年（１～３年生）のときは、「自宅」が 54.9%と最も高く、次は「放課後児童クラブ」が 35.2%となっています。

高学年（４～６年生）のときも、「自宅」が 60.4%と最も高く、次は「習い事や部活動など」が 23.9%となっています。



3-3 赤磐市の教育・保育施設等

(1) 幼児期の教育施設

本市には3か所の認定こども園（幼稚園部：公立1か所、私立2か所）と6か所の幼稚園（公立）があります。

入園児童数は年々減少しており、令和6年4月1日現在の入園児童数は244人となっています。

幼児期の教育施設の推移

(単位：か所、人)

		R2年 (2020)	R3年 (2021)	R4年 (2022)	R5年 (2023)	R6年 (2024)
施設数	認定こども園(1号)	2	2	3	3	3
	幼稚園(1号)	6	6	6	6	6
人数	定員数	745	745	760	760	760
	入園児童数(3～5歳)	328	338	307	280	244
	充足率	44.0%	45.4%	40.4%	36.8%	32.1%

※各年4月1日

※入園児童数は市内在住者のみ

(2) 保育施設

本市には12か所の認可保育所（公立3か所、私立9か所）と3か所の認定こども園（保育園部：公立1か所、私立2か所）があります。

入所児童数における3歳未満児の利用割合は増えています。

保育施設の推移

(単位：か所、人)

		R2年 (2020)	R3年 (2021)	R4年 (2022)	R5年 (2023)	R6年 (2024)
施設数	認可保育所	14	14	12	12	12
	認定こども園(2・3号)	2	2	3	3	3
人数	定員数	1,420	1,420	1,375	1,365	1,355
	入所児童数	1,332	1,292	1,295	1,216	1,194
	0歳	59	75	70	61	59
	1歳	187	180	193	174	183
	2歳	244	221	219	226	220
	3～5歳	842	816	813	755	732
	充足率	93.8%	91.0%	94.2%	89.1%	88.1%

※各年4月1日

※入所児童数は市内在住者のみ

障害児保育の推移

(単位:か所、人)

	R2年 (2020)	R3年 (2021)	R4年 (2022)	R5年 (2023)	R6年 (2024)
入所児童数	51	58	78	80	108

※各年4月1日

※入所児童数は市内在住者のみ

(3) 認可外保育施設

市内には2か所の認可外保育施設等があります。

認可外保育施設の推移

(単位:か所)

	R2年 (2020)	R3年 (2021)	R4年 (2022)	R5年 (2023)	R6年 (2024)
認可外保育施設	1	1	1	1	1
企業主導型保育施設	1	1	1	1	1

※各年4月1日

(4) 教育・保育施設における広域利用

少数ではありますが、教育・保育施設における広域利用があります。

教育・保育施設における広域利用の推移

(単位:人)

		R2年 (2020)	R3年 (2021)	R4年 (2022)	R5年 (2023)	R6年 (2024)
委託	利用児童数	3	9	9	7	7
	0歳(3号)	0	0	0	0	0
	1歳(3号)	0	0	2	1	0
	2歳(3号)	0	0	0	2	1
	3～5歳(1号)	1	5	5	4	5
	3～5歳(2号)	2	4	2	0	1
受託	利用児童数	3	2	3	0	2
	0歳(3号)	0	0	0	0	0
	1歳(3号)	1	0	0	0	0
	2歳(3号)	1	0	0	0	0
	3～5歳(1号)	1	2	3	0	2
	3～5歳(2号)	0	0	0	0	0

※各年4月1日

(5) 小学校・中学校

本市には 12 か所の小学校と 5 か所の中学校があります。

小学校・中学校の推移

(単位: か所、クラス、人)

		R2年 (2020)	R3年 (2021)	R4年 (2022)	R5年 (2023)	R6年 (2024)
小学校	施設数	12	12	12	12	12
	学級数	141	144	144	144	144
	うち特別支援学級	37	41	41	41	43
	児童数	2,419	2,418	2,450	2,469	2,456
	1年生	405	405	400	426	379
	2年生	419	406	405	409	426
	3年生	400	420	404	406	406
	4年生	421	397	421	411	407
	5年生	372	422	395	423	415
	6年生	402	368	425	394	423
中学校	施設数	5	5	5	5	5
	学級数	49	49	48	49	49
	うち特別支援学級	12	14	14	14	14
	生徒数	1,147	1,150	1,119	1,143	1,135
	1年生	385	384	346	407	381
	2年生	380	385	389	348	410
	3年生	382	381	384	388	344

※各年5月1日

(6) 子育て支援センター

本市には 5 か所の子育て支援センターがあり、子育て家庭の親子を中心に、安心して遊んで過ごせる場の提供及び子育てに対する不安や育児の悩みの相談などの支援を行っています。

子育て支援センターの推移

(単位: か所、人回/年)

	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
実施か所数	5	5	5	5	5
延べ利用回数	15,626	11,810	15,242	19,069	20,000

※R6年度は見込み

(7) 児童館

本市には1か所の児童館があり、子育て支援センターの役割も果たしています。

利用児童数の推移

(単位:人)

	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
利用児童数	3,492	2,419	2,381	2,549	3,000

※R6年度は見込み

(8) 放課後児童クラブ

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生の子どもたちを預かり、放課後等に安心して過ごせる生活の場を提供しています。

本市には23か所の放課後児童クラブがあります。

放課後児童クラブの利用状況

(単位:か所、人/年)

		R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
実施か所数		19	20	22	22	23
定員数		637	660	793	810	790
実利用者数	1年生	179	201	209	221	190
	2年生	185	144	183	188	205
	3年生	126	145	114	152	166
	4年生	93	74	100	77	108
	5年生	45	43	41	46	48
	6年生	28	22	36	22	38
	計	656	629	683	706	755

3-4 第2期計画の施策の進捗状況と今後の方向性

第2期計画で示された3つの基本目標の基本施策について、それぞれの個別施策の進捗状況を把握し、主な課題を整理しました。

(1) すべての子どもが健やかに成長できるまち

①母性並びに乳幼児の健康のために

- 母子健康手帳の交付については、手帳交付と妊婦及び産後2週間までの担当部署が異なるため、切れ目のない継続的支援を目指して関係機関との連携をより深めていくことが重要となります。
- 乳幼児健康診査については、子どもの心身の成長発達や養育状況の確認、保護者の育児状況の確認を行いながら、未受診者の把握をしていくことが必要となります。
- 栄養改善事情については、離乳期からの食の悩みが多様化しているため、集団指導に加えて個別に対応できる方法を検討していきます。

②子どもが健やかに育つために

- 青少年の社会参加の促進については、新型コロナウイルス感染症の影響により活動推進に影響がありましたが、学校と連携し工夫・調整することで、中高生が活躍できる場を増やしていくことが今後も必要となります。

③生きる力を育むために

- 保育人材の確保については、保育ニーズの増加に対して保育士の確保が課題となっています。
- 指導主事・幼児教育アドバイザー配置・確保等については、持続可能な人材確保が必要です。
- 外国につながる子どもへの配慮については、出生時や健診時等以外の機会でどのように関係性を構築するかを検討することが必要と考えられます。

④すべての子どもの幸せのために

- 各種給付制度の充実については、高等職業訓練促進給付金制度の問い合わせが増加傾向にあることから、児童扶養手当の現況届の機会に制度の周知が行えるよう聞き取りを行う必要があります。
- 医療的ケア児に対するコーディネーターの配置については、コーディネーターの配置はできていませんが、基幹相談支援センターに週1回旭川荘（岡山県医療的ケア児支援センター）の支援員を配置しており、今後も関係機関での情報共有に努めることが重要です。

⑤子どもの貧困対策の推進

- 食育推進活動については、学校によって栄養教諭の配置人数に差があるため、出向していく回数よりも取り組み方法の工夫を検討することが必要です。
- NPO・地域団体等への活動支援については、関係団体に繋いで終わることが無いよう、その後についても経過を共有していくことが必要です。
- 教育の支援については、年々増加する傾向にある不登校には様々な背景があるため、受け皿の確保を検討することが必要です。
- 関係機関との連携強化については、行政とスクールソーシャルワーカーとの更なる連携強化、円滑な情報共有をしていくことが重要です。

（２）すべての子育て家庭が、喜びとゆとりを持って子育てができるまち

①ゆとりを持って子育てを行うために

- 虐待への対応については、関係機関で構成される要保護児童対策地域協議会の機能強化を図っていく必要があると考えられます。
- 児童手当については、未請求者の発見、解消、発生防止に努める必要があります。

②職業生活と家庭生活とを両立させるために

- ファミリー・サポート・センターについては、円滑な事業実施にあたり、提供会員数を安定させる必要があります。
- 放課後児童クラブの充実については、ニーズ調査の結果などをもとに、整備の必要性を検討する必要があります。
- 通常保育については、待機児童の発生が課題となっています。

③安全で心地良い環境で子育てをするために

- 防災活動については、被害想定のある地域だけでなく、それ以外の地域でも防災講座を行い、市内住民の防災意識高揚を図る必要があります。
- 交通安全施設については、破損や劣化をしているものがあると見受けられるため、定期的な整備が必要です。
- スマートフォンをはじめとしたインターネットの利用が低年齢化したことにより、犯罪に巻き込まれる危険や、健康への影響に配慮する必要性が高まっています。

（３）地域全体で子育て支援に取り組むまち

①地域全体で子育ての支援をするために

- 子育て支援センターの機能充実については、新型コロナウイルス感染症による利用者減少や研修の制限があったため、利用者数と各種活動の回復を図る必要があります。
- 公民館活動の充実について、放課後子ども教室については、ボランティアの高齢化への対応とボランティア同士の情報共有の場の確保が必要になっています。また、親子で遊ぼうについては、子育て世代の要望に対応した内容で満足度を高め、講座の充実を図ることが必要です。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、大幅に制限された親子での交流活動の重要性を再認識し、地域での仲間づくりを支援することが必要です。

指標（令和 6 年度末）の進捗状況

No.	指標	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和6年度末)	令和6年度末 見込み
1	乳児健診受診率	93.3%	95%	95%
2	育児相談利用者数	227 人	250 人	200 人
3	幼児クラブ合同交流会参加者数	138 人	140 人	87 人
4	りんくステーションの相談件数	471 件	500 件	557 件
5	ひとり親家庭の相談件数	356 件	380 件	360 件
6	身近に子育ての相談ができる人がいる割合	92.3%	95%	98.2%
7	子育て支援サービスの情報に関する満足度 (5段階の4以上の割合)	14.4%	20%	32.5%
8	子育て環境や支援への満足度(5段階の4 以上の割合)	23.5%	30%	45.6%
9	地域に見守られていると思う人の割合	49.3%	50%	45.6%
10	子育てに不安や負担を感じる人の割合	42.3%	30%	49.4%
11	育児休業を取得したことのある人の割合	就学前児童の父親 3.2% 就学前児童の母親 41.5%	就学前児童の父親 10% 就学前児童の母親 50%	就学前児童の父親 15.1% 就学前児童の母親 70.3%
12	ファミリー・サポート・センターの登録者数	依頼会員 191 人 提供会員 158 人 両方会員 47 人	依頼会員 200 人 提供会員 170 人 両方会員 50 人	依頼会員 260 人 提供会員 135 人 両方会員 51 人
13	不登校児童・生徒の出現率	小学生 0.24% 中学生 4.24%	小学生 0.15% 中学生 2.00%	小学生 1.85% 中学生 5.80%
14	放課後学習サポート実施校	7 校	8 校	4 校
15	放課後こども教室利用者数	4,166 人	4,200 人	3,009 人
16	中高生の地域活性化事業参加者数	135 人	140 人	20 人
17	家庭教育講座参加者	941 人	1,500 人	898 人
18	スポーツ施設利用者数	349,155 人	338,280 人	376,000 人
19	公民館利用者数	121,019 人	125,000 人	71,745 人
20	図書館来館者数	183,790 人	193,000 人	145,000 人

第4章 量の見込みと確保方策

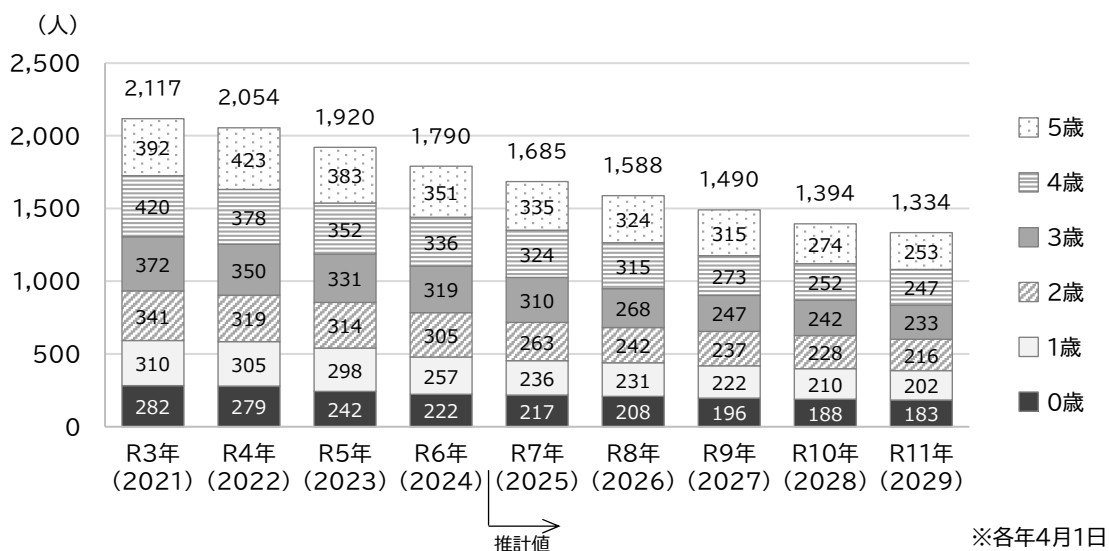
4-1 計画期間における子どもの人口推計結果

「量の見込み」や「確保方策」の設定に必要な子どもの人口推計は、直近の住民基本台帳人口や出生率を踏まえて算出しました。

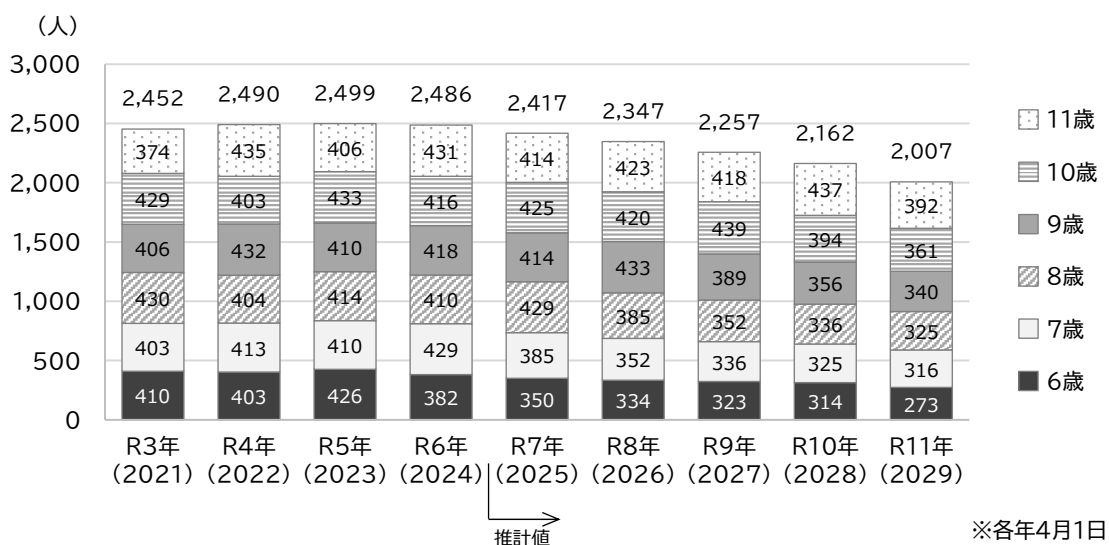
※住民基本台帳(4月1日現在、男女別各歳別人口)のR5→6年の男女別・各歳別変化率を用いてコーホート変化率により算出

※0歳児の推計は、R3～5年度の平均出生率を女性推計人口(15～49歳)に乗じて各年度の人数を算出

① 0～5歳人口



② 6～11歳人口



4-2 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、地理的条件や交通事情、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案して、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を「教育・保育提供区域」として設定することとされています。

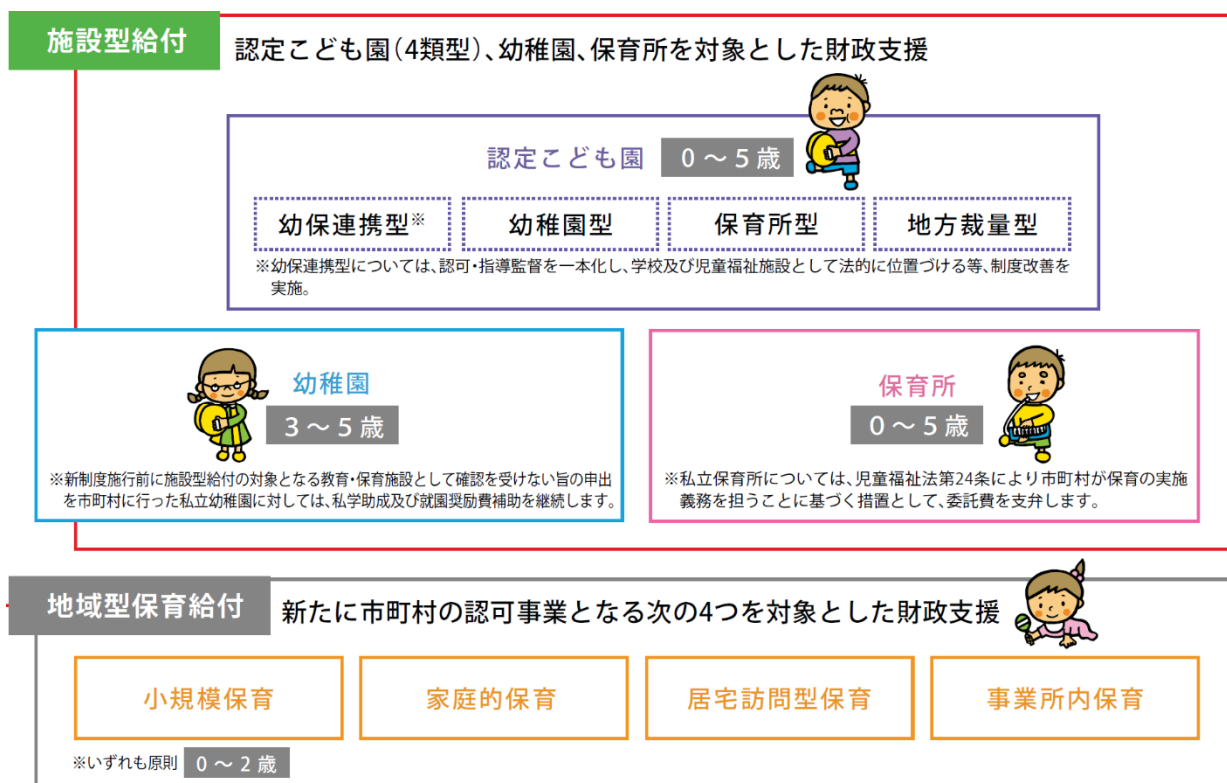
本市では、児童人口や既存の施設配置及び今後の整備構想等をもとに、市域全域を1区域として、教育・保育提供区域に設定します。

4-3 教育・保育の量の見込みと確保方策

<事業の概要>

平成27年4月からスタートした子ども・子育て支援新制度では、幼児期の教育や保育の必要性のある子どもへの保育について、認定こども園・幼稚園・認可保育所・小規模保育等の施設等を利用した場合、子ども・子育て支援給付の給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。



※国の子ども・子育て支援新制度ハンドブック

＜教育・保育給付認定と利用可能施設等について＞

子ども・子育て支援新制度では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を確認した上で給付する仕組みとなっています。

給付認定は、次の1号から3号の区分で行われます。

給付認定		保育の必要性	主な対象家庭	利用可能施設等
1号	3～5歳	なし	専業主婦（夫）家庭、 就労時間が短い家庭	- 認定こども園（幼稚園部） - 幼稚園
2号		あり	共働きの家庭、その他「保育を必要とする事由」のある家庭	- 認定こども園（保育所部） - 認可保育所 - 企業主導型保育施設の地域枠
3号	0～2歳			- 認定こども園（保育所部） - 認可保育所 - 地域型保育事業 - 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ） - 企業主導型保育施設の地域枠

※企業主導型保育施設

企業が従業員のために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設

※一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）

幼稚園において保育を必要とする2歳児等を定期的に受け入れる事業

＜地域型保育事業について＞

子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付に加え、市町村の認可事業（地域型保育事業）による地域型保育給付として、0歳から2歳の子どもの対象とした地域型保育事業があります。

	小規模 保育事業	家庭的 保育事業	事業所内 保育事業	居宅訪問型 保育事業
事業主体	市町村、 民間事業者等	市町村、 民間事業者等	事業主等	市町村、 民間事業者等
保育実施 場所等	保育者の居宅、 その他の場所や施設	保育者の居宅、 その他の場所や施設	事業所の従業員の 子ども＋地域の保 育を必要とする子 ども（地域枠）	保育を必要とする 子どもの居宅
認可定員	6～19人	1～5人	—	—

(1) 年度ごとの量の見込みと確保方策

近年、本市の出生数は減少傾向にあります。幼児教育・保育の無償化や女性の就業率の増加等により、保育に対する需要は高まっており、認可保育所を利用する子どもの低年齢化が進んでいます。

本計画の量の見込みと確保の方策は、国が示す「第3期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」を踏まえつつ、第2期計画期間（令和2～6年度）での利用実績及びニーズ調査結果を勘案して設定しました。

第3期計画	
	● 既存施設の定員の調整・見直し及び広域入所等により、受け入れ態勢の整備と確保に努めます。
	● 利用が増加傾向にある0～2歳児の受け入れについて、ニーズを踏まえながら利用調整を行います。
	● 保育の多様化を踏まえ、特に保育の質の確保に注力し、保育サービス第三者評価の受審や認可保育所内での自己評価を推進します。
	● 保育料について、国の動向等を注視しながら、子育て世帯への経済的支援に努めます。

令和7年度(2025)

(単位:人)

認定区分			1号認定	2号認定	3号認定		
			3～5歳		0歳	1歳	2歳
子どもの推計人数(参考)			969		217	236	263
量の見込み①			240	707	61	174	196
確保方策	施教 設育 ・保 育	認定こども園	19	197	24	45	60
		幼稚園	216	—	—	—	—
		認可保育所	—	508	35	128	135
	保地 育域 事業 型	小規模保育事業	—	—	0	0	0
		家庭的保育事業	—	—	0	0	0
		居宅訪問型保育事業	—	—	0	0	0
		事業所内保育事業	—	—	0	0	0
	その 他	企業主導型保育事業(地域枠)	—	0	1	0	0
		認可外保育施設	—	0	0	0	0
	市外(広域利用の委託)		5	2	1	1	1
確保方策の合計②			240	707	61	174	196
過不足②－①			0	0	0	0	0

令和8年度(2026)

(単位:人)

認定区分			1号認定	2号認定	3号認定		
			3～5歳		0歳	1歳	2歳
子どもの推計人数(参考)			907		208	231	242
量の見込み①			225	662	60	176	186
確保方策	施教 設備・ 保育	認定こども園	18	185	24	46	58
		幼稚園	202	—	—	—	—
		認可保育所	—	475	34	129	127
	保地 育域 事業	小規模保育事業	—	—	0	0	0
		家庭的保育事業	—	—	0	0	0
		居宅訪問型保育事業	—	—	0	0	0
		事業所内保育事業	—	—	0	0	0
	その 他	企業主導型保育事業(地域枠)	—	0	1	0	0
		認可外保育施設	—	0	0	0	0
	市外(広域利用の委託)		5	2	1	1	1
確保方策の合計②			225	662	60	176	186
過不足②－①			0	0	0	0	0

令和9年度(2027)

(単位:人)

認定区分			1号認定	2号認定	3号認定		
			3～5歳		0歳	1歳	2歳
子どもの推計人数(参考)			835		196	222	237
量の見込み①			208	609	58	173	187
確保方策	施教 設備・ 保育	認定こども園	17	170	24	45	59
		幼稚園	186	—	—	—	—
		認可保育所	—	437	32	127	127
	保地 育域 事業	小規模保育事業	—	—	0	0	0
		家庭的保育事業	—	—	0	0	0
		居宅訪問型保育事業	—	—	0	0	0
		事業所内保育事業	—	—	0	0	0
	その 他	企業主導型保育事業(地域枠)	—	0	1	0	0
		認可外保育施設	—	0	0	0	0
	市外(広域利用の委託)		5	2	1	1	1
確保方策の合計②			208	609	58	173	187
過不足②－①			0	0	0	0	0

令和 10 年度(2028)

(単位:人)

認定区分			1号認定	2号認定	3号認定		
			3～5歳		0歳	1歳	2歳
子どもの推計人数(参考)			768		188	210	228
量の見込み①			191	561	56	169	186
確保方策	施設 教育・ 保育	認定こども園	15	157	24	44	60
		幼稚園	171	—	—	—	—
		認可保育所	—	402	30	124	125
	保地 育域 事業	小規模保育事業	—	—	0	0	0
		家庭的保育事業	—	—	0	0	0
		居宅訪問型保育事業	—	—	0	0	0
		事業所内保育事業	—	—	0	0	0
	そ の 他	企業主導型保育事業(地域枠)	—	0	1	0	0
		認可外保育施設	—	0	0	0	0
	市外(広域利用の委託)		5	2	1	1	1
確保方策の合計②			191	561	56	169	186
過不足②－①			0	0	0	0	0

令和 11 年度(2029)

(単位:人)

認定区分			1号認定	2号認定	3号認定		
			3～5歳		0歳	1歳	2歳
子どもの推計人数(参考)			733		183	202	216
量の見込み①			183	535	56	168	181
確保方策	施設 教育・ 保育	認定こども園	15	149	24	44	60
		幼稚園	163	—	—	—	—
		認可保育所	—	384	30	123	120
	保地 育域 事業	小規模保育事業	—	—	0	0	0
		家庭的保育事業	—	—	0	0	0
		居宅訪問型保育事業	—	—	0	0	0
		事業所内保育事業	—	—	0	0	0
	そ の 他	企業主導型保育事業(地域枠)	—	0	1	0	0
		認可外保育施設	—	0	0	0	0
	市外(広域利用の委託)		5	2	1	1	1
確保方策の合計②			183	535	56	168	181
過不足②－①			0	0	0	0	0

(2) 教育・保育の一体的提供及び体制の確保

① 認定こども園の普及

幼稚園と認可保育所の機能を備えた認定こども園は、子ども・子育て支援新制度に基づく教育・保育の一体的な提供が可能な施設です。

教育・保育施設の利用状況や利用者の意向等を踏まえ、認定こども園への移行支援・普及に努めます。

認定こども園の設置計画

(単位:か所)

	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
認定こども園の設置数	3	4	4	4	4

② 幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続の推進

子どもの育ちや学びの連続性を保障し、一人ひとりが実り多い生活や学習を展開するために、就学前から小学校教育へ円滑に接続していくことが求められています。

そのため、幼児と小学校児童との交流促進はもとより、職員間の交流も深め、子どもの育ちの実態や課題を共有していきます。また、職員の合同研修会や研究会を実施し、保育や教育内容等の相互理解を深めることで、就学前から小学校教育への体系的な教育活動の推進が図られるよう努めます。

③ 幼稚園教諭・保育士・保育教諭等に対する研修の充実等による資質向上

講演会や公開保育、研修会を通して、幼児教育・保育の専門性などを高めるとともに、幼稚園、認可保育所、認定こども園それぞれの園内研修など、様々な研修を充実させることで、職員の資質向上を図ります。

④ 処遇改善をはじめとする労働環境への配慮

認可保育所・幼稚園・認定こども園の職場環境の改善によって、働き続けたい職場としての魅力を高めるなど、保育士確保対策の充実を図ります。

（３）子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

子育てのための施設等利用給付の実施では、公正かつ適正な認定及び支給の確保、保護者の利便性等を勘案しつつ、適切な給付方法を検討し、実施していきます。

4-4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法による地域子育て支援事業の取組について、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を基本に、各段階に応じた多様なサービスを選択できるよう、関係機関や地域と協働して取組を進めます。

本計画の量の見込みと確保の方策は、国が示す「第3期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」を踏まえつつ、第2期計画期間（令和2～6年度）での利用実績及びニーズ調査結果を勘案して設定しました。

（1）利用者支援事業

子育て家庭の保護者や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・福祉・医療等の関係機関を円滑に利用できるよう、身近な場所での相談や情報提供、助言等の支援とともに、関係機関との連絡調整を行う事業です。

＜本市の現状＞

妊娠期から子育て期及びその家庭の支援を「子育て世代包括支援センター」や「子ども家庭総合支援拠点」で行っていましたが、両方の機能を持ち一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」を設置しました。保健師や助産師等の専門職を配置することにより、個別ニーズの把握や利用者の立場に立った切れ目のない利用者支援を行っています。

第2期計画の実績

（単位：か所）

		R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
実施か所数	基本型	0	0	0	0	0
	特定型	0	0	0	0	0
	母子保健型	1	1	1	1	1

＜第3期計画＞

- 子ども・子育ての個別ニーズの把握に努めながら、利用者の立場に立ち、より充実した利用者支援を行います。
- 子ども・障がい者相談支援センター（りんくステーション）をはじめ、各関係機関等との連携・調整及び更なるネットワークの構築に努め、利用者に寄り添ったサービスを提供します。

第3期計画における確保方策

（単位：か所）

		R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
実施か所数	基本型	0	0	0	0	0
	特定型	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型 (旧母子保健型)	1	1	1	1	1

【地域子育て相談機関】

第3期計画における確保方策

（単位：か所）

		R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
地域子育て相談機関	実施か所数	5	5	5	5	5

(2) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感・不安感の解消に向けて、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供するとともに、子育てに関する情報提供や相談等の支援を行う事業です。

＜本市の現状＞

子育て支援センターが5か所あり、子育て家庭の親子を中心に、安心して遊んで過ごせる場の提供及び子育てに対する不安や育児の悩みの相談などの支援を行っています。

新型コロナウイルス感染症の影響等により、第2期計画前半は利用が少ない傾向がありましたが、後半にかけ利用者は増加傾向となりました。

第2期計画の実績

(単位:か所、人回/年)

	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
実施か所数	5	5	5	5	5
延べ利用回数	15,626	11,810	15,242	19,069	20,000

※R6年度は見込み

＜第3期計画＞

- 地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援します。
- 各子育て支援機関等と連携することにより、育児相談及び遊びの提供など、多様な子育て支援活動を実施し、子育て親子が集う場として魅力ある場所になるよう努めます。

第3期計画における確保方策

(単位:か所、人回/年)

		R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
実施か所数		5	5	5	5	5
延べ利用回数	量の見込み	24,672	24,672	24,672	24,672	24,672
	確保量	24,672	24,672	24,672	24,672	24,672

(3) 妊婦健康診査

妊産婦の健康の保持及び増進を図るため、健康状態の把握・検査計測・保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の医学的検査の費用を助成する事業です。

<本市の現状>

国が定める基準に沿って、妊娠の届出を受けた際に妊娠初期から出産まで利用できる妊婦一般健康診査 14 回分の受診券等を交付しています。

出生数の減少により、延べ受診者数も減少傾向です。

第2期計画の実績

(単位:人/年)

	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
延べ受診者数	3,430	3,194	2,916	2,731	2,545

※R6年度は見込み

<第3期計画>

- 妊娠届提出時に保健師・助産師の面談で健診の受診勧奨を行います。
- 「あかいわ子育てナビ」アプリへの登録について紹介し、アプリを通して受診勧奨をします。

第3期計画における確保方策

(単位:人/年)

		R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
延べ受診者数	量の見込み	2,488	2,385	2,247	2,156	2,098
	確保量	2,488	2,385	2,247	2,156	2,098

（４）乳児家庭全戸訪問事業

生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等を把握する事業です。

＜本市の現状＞

保健師・助産師が生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、母子の健康状態の確認、子育て支援に関する情報の提供や育児の悩みに対応しています。必要に応じて、産後ケア事業や養育支援訪問事業等につなげています。

また、出産直後の母子への心身のケア及び育児サポートを充実させるため、助産師による全戸電話訪問等を実施しています。

第2期計画の実績

(単位:件/年)

	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
訪問件数	252	296	237	237	230

※R6年度は見込み

＜第3期計画＞

- 長期里帰りにより、里帰り先で訪問を受ける場合や長期入院により訪問が困難な場合等を除いては、引き続き全乳児を対象に訪問を行います。

第3期計画における確保方策

(単位:件/年)

		R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
訪問件数	量の見込み	203	194	183	176	171
	確保量	203	194	183	176	171

（５）養育支援訪問事業

妊娠期の母子保健活動や乳児家庭全戸訪問時の状況、要保護児童対策地域協議会を通じた関係機関からの情報提供により、支援の必要な家庭を把握し、ケースに応じて最適な専門職（助産師、保健師、保育士、栄養士等）が家庭訪問し、相談や助言その他必要な援助を行う事業です。

＜本市の現状＞

訪問事業により、養育支援が必要と認められる家庭に対して、専門的相談や育児・家事等の援助を行うことで育児不安の軽減を図るとともに、児童虐待の予防に寄与しています。

第2期計画の実績（訪問）

（単位：件/年）

	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
訪問件数	1	2	4	2	0

第2期計画の実績（要保護児童対策地域協議会 会議）

（単位：回/年）

	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
代表者会議の開催回数	1	1	1	1	1
実務者会議の開催回数	3	3	3	3	3
定期のケース検討会の開催回数	12	12	12	12	12

※児童福祉、保健医療、教育、警察等の機関により構成される「要保護児童対策地域協議会」を設置し、代表者会議のほか、定期的に支援内容の検討を行う「実務者会議」、個別に検討が必要なケースについての「個別ケース検討会議」等を開催しています。

※R6年度は見込み

＜第3期計画＞

- 児童相談所をはじめ関係機関との連携を図り、相談体制を強化する中で把握した訪問事業の必要な家庭に最適な支援を行っていきます。
- 虐待の発生を予防できるよう、早期発見、早期対応等の体制づくりを進めます。

第3期計画における確保方策（訪問）

（単位：件/年）

		R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
訪問件数	量の見込み	5	5	5	5	5
	確保量	5	5	5	5	5

第3期計画における確保方策(要保護児童対策地域協議会 会議)

(単位:回/年)

		R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
量の見込み	代表者会議の開催回数	1	1	1	1	1
	実務者会議の開催回数	3	3	3	3	3
	定期のケース検討会の開催回数	12	12	12	12	12

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭で養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等で必要な保護を行う事業です。短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）の2種類があります。

<本市の現状>

第2期計画期間中は本事業の実施はありませんでした。

<第3期計画>

- 短期入所生活援助事業は、令和7年度から実施します。
- 夜間養護等事業については、事業へのニーズを注視し、サービス提供主体となる事業者の状況も勘案しながら提供体制について検討します。

第3期計画における確保方策

(単位:か所、人日/年)

		R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
契約施設数		3	3	3	3	3
短期入所生活援助事業の 延べ利用日数	量の見込み	130	130	130	130	130
	確保量	130	130	130	130	130
夜間養護等事業の 延べ利用日数	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保量	0	0	0	0	0

（７）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

就学前児童や小学校児童を対象とした子育て中の保護者（利用会員）、預かり等の援助を行う人（提供会員）による相互活動の連絡・調整を行う事業です。

＜本市の現状＞

本市では、民間事業者１者による活動が行われており、市から補助金を交付しています。核家族化など世帯構成の変化により、本事業のニーズは高まっていると考えられます。

第2期計画の実績

（単位：人/年、人日/年）

		R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
会員状況	利用会員数	170	192	218	240	260
	提供会員数	116	118	123	129	135
	両方会員	50	50	51	51	51
利用状況	延べ利用日数	1,907	1,075	1,069	1,558	1,650

※R6年度は見込み

＜第３期計画＞

- 利用会員が増加傾向にあることから、提供会員の確保が重要となります。
- 引き続き事業実施ができるよう、支援に努めます。

第3期計画における確保の方策

（単位：人日/年）

		R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
延べ利用日数	量の見込み	1,849	1,849	1,849	1,849	1,849
	確保量	1,849	1,849	1,849	1,849	1,849

(8) 一時預かり事業

一般型は、保護者の仕事や傷病など、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった認可保育所や認定こども園に入所していない乳幼児について、一時的に子どもを預かり、必要な保育を行う事業です。

幼稚園型は、幼稚園や認定こども園の在園児を対象として、正規時間終了後に保護者の就労理由などにより希望する者に対し、預かり保育を実施する事業です。

<本市の現状>

計11か所の認可保育所、認定こども園で一般型を実施しています(休止中の施設を含む)。幼稚園型は、計8か所の認定こども園、幼稚園で実施しています。

第2期計画の実績(一般型)

(単位:か所、人/年)

	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
実施か所数	11	11	11	11	11
延べ利用人数	445	296	169	552	470

※R6年度は見込み

第2期計画の実績(幼稚園型)

(単位:か所、人/年)

		R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
実施か所数	認定こども園	1	1	1	2	2
	幼稚園	6	6	6	6	6
延べ利用人数		7,257	9,342	9,502	9,977	12,355

※R6年度は見込み

<第3期計画>

- 多くのニーズに対応するため、必要な量の確保に努め、本事業の普及を推進し、保護者の就労、行事参加及び育児疲れ等、保護者の心理的・身体的負担の軽減を図ります。

【一般型】

第3期計画における確保方策

(単位:か所、人/年)

		R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
実施か所数		11	11	11	11	11
延べ利用人数	量の見込み	813	766	719	673	644
	確保量	813	766	719	673	644

【幼稚園型】

第3期計画における確保方策

(単位:か所、人/年)

			R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
実施か所数		認定こども園	2	2	2	2	2
		幼稚園	6	6	6	6	6
延べ 利用人数	量の見込み		15,424	14,437	13,291	12,224	11,667
	確保量	認定こども園	1,542	1,443	1,329	1,222	1,166
		幼稚園	13,882	12,994	11,962	11,002	10,501

(9) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもを対象に、通常の利用日・時間外に、認可保育所や認定こども園等で保育を実施する事業です。

<本市の現状>

すべての認定こども園、認可保育所で実施しています。

第2期計画の実績

(単位:か所、人/年)

	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
実施か所数	15	15	15	15	15
利用人数	356	519	553	558	570

※R6年度は見込み

<第3期計画>

- 今後もすべての認定こども園、認可保育所で実施します。

第3期計画における確保方策

(単位:か所、人/年)

		R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
実施か所数		15	15	15	15	15
利用人数	量の見込み	547	521	493	466	451
	確保量	547	521	493	466	451

(10) 病児保育事業

病気の治療・回復期にある子ども（病児）について、病院や認定こども園等に付設された専用スペースで、看護師等が一時的に保育を行う事業です。

<本市の現状>

9か所の認可保育所で体調不良型の事業を実施しています。

第2期計画の実績

(単位:か所、人/年)

		R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
実施か所数	病児対応型	0	0	0	0	0
	病後児対応型	0	0	0	0	0
	体調不良型	8	9	9	9	9
	訪問型	0	0	0	0	0
延べ利用人数	0～5歳	1,141	1,358	1,406	1,574	1,304

※R6年度は見込み

<第3期計画>

- 事業へのニーズが高いことを踏まえ、子育てと仕事の両立を支援するために、関係機関と調整を行いながら必要な環境整備に努めます。
- 市域を超えての広域利用の運用により提供体制を確保します。

第3期計画における確保方策

(単位:か所、人/年)

		R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
実施か所数	病児対応型	0	0	0	0	1
	病後児対応型	0	0	0	0	0
	体調不良型	10	10	10	10	10
	訪問型	0	0	0	0	0
延べ利用人数	量の見込み	2,053	1,934	1,815	1,698	1,625
	確保量	1,448	1,448	1,448	1,448	1,625

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間留守家庭となる小学校児童を対象に、安全な居場所づくり、異年齢者との関わりを通して自主性・社会性を養う活動を行う事業です。

<本市の現状>

23 か所で放課後児童クラブを実施しています（公立 2 クラブ、私立 21 クラブ）。

第2期計画の実績

（単位：か所、人/年）

		R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
実施か所数		19	20	22	22	23
定員数		637	660	793	810	790
実利用者数	1年生	179	201	209	221	190
	2年生	185	144	183	188	205
	3年生	126	145	114	152	166
	4年生	93	74	100	77	108
	5年生	45	43	41	46	48
	6年生	28	22	36	22	38
	計	656	629	683	706	755

※R6年度は見込み

<第3期計画>

- 放課後の子どもの居場所は、教育・保育事業と並んで潜在的ニーズが高い点を踏まえ、市民ニーズを見極めながら、必要な整備を行います。
- 適切な事業の運営体制が整備されるよう、必要な情報を提供します。
- 発達に不安のある子どもや、特別な支援や配慮が必要な子どもの利用が増加傾向にあることから、小学校等関係機関と連携を取りながら対応していきます。

第3期計画における確保方策

(単位:か所、人/年)

			R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
子どもの推計人数(参考)			2,417	2,347	2,257	2,162	2,007
実施か所数			25	25	25	25	25
実利用者数	量の見込み	1年生	210	210	210	210	210
		2年生	212	212	212	212	212
		3年生	215	215	215	215	215
		4年生	125	125	125	125	125
		5年生	64	64	64	64	64
		6年生	42	42	42	42	42
		計	868	868	868	868	868
	確保量		868	868	868	868	868

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

<本市の現状>

本事業による助成は行っていません。

<第3期計画>

- ニーズを見据えながら、必要に応じて事業の実施について検討します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

<本市の現状>

本事業による助成は行っていません。

<第3期計画>

- ニーズを見据えながら、必要に応じて事業の実施について検討します。

(14) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦・そのパートナー等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型支援を行う事業です。

<本市の現状>

すべての妊産婦に対し、助産師または保健師が、妊娠届提出時の面談、妊娠8か月のアンケートの送付、妊娠36週頃の電話相談を行っています。必要に応じて、随時の電話、家庭訪問による相談対応も行っています。

<第3期計画>

- 今後もすべての妊産婦への面談を実施し、ニーズを見極めながら、関係機関と連携して出産・産後に向けた継続的な支援を目指します。

第3期計画における確保方策

(単位:件/年、回/一人あたり、回/年)

			R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
面談実施 合計回数	量の見込み	妊婦届出数	217	208	196	188	183
		一人あたりの 面談回数	3	3	3	3	3
		合計面談回数	651	624	588	564	549
	確保量		651	624	588	564	549

(15) 産後ケア事業

出産後の退院直後の母子に対して、助産師等が体調管理や育児方法等について相談・助言を行うなど、心身のケアや育児のサポート等のきめ細かな支援を行う事業です。

<本市の現状>

宿泊型、通所型、訪問型それぞれの産後ケア事業を実施しています。

<第3期計画>

- 更なる制度の周知を図り、必要とする人に事業が実施されるよう努めます。

第3期計画における確保方策

(単位:人日/年)

			R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
延べ 利用者数	量の見込み	宿泊型	50	50	50	50	50
		通所型	30	30	30	30	30
		訪問型	20	20	20	20	20
		計	100	100	100	100	100
	確保量		100	100	100	100	100

(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月から満3歳未満の子どもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育所等を利用できる事業です。

※本事業は、試行期間である令和7年度は地域子ども・子育て支援事業に位置づけられていますが、令和8年度以降は、新設される「乳児等のための支援給付」となります。

<第3期計画>

- 令和8年度からの事業実施に向けて、必要な受け入れができるよう、実施体制の確保に努めます。

第3期計画における確保方策

(単位:人/年)

			R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
利用者数	量の見込み	0歳	—	20	19	18	18
		1歳	—	22	22	20	20
		2歳	—	23	23	22	21
		計	—	65	64	60	59
	確保量	0歳	—	20	19	18	18
		1歳	—	22	22	20	20
		2歳	—	23	23	22	21
		計	—	65	64	60	59

(17) 子育て世帯訪問支援事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラーを含む）に、世帯を訪問して子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業です。

<第3期計画>

- 支援が必要な家庭に対し、家事・子育て等の支援を実施することにより、育児負担の軽減に努めます。

第3期計画における確保方策

(単位:世帯/年)

		R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
延べ訪問世帯数	量の見込み	5	5	5	5	5
	確保量	5	5	5	5	5

(18) 児童育成支援拠点事業

養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の子どもを対象に、子どもの居場所や生活の場を提供するとともに、子どもや保護者への相談等を行う事業です。

<第3期計画>

- ニーズを見据えながら、必要に応じて事業の実施について検討します。

(19) 親子関係形成支援事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達状況等に応じた支援を行う事業です。

<第3期計画>

- ニーズを見据えながら、必要に応じて事業の実施について検討します。

第5章 施策の展開

＜施策の体系＞

基本目標	基本施策	個別施策
1 すべての子どもが 健やかに成長できるまち	1-1 母性並びに乳幼児の 健康のために	(1) 子どもや母親の健康の確保 (2) 食育の推進 (3) 小児医療の充実
	1-2 生きる力を育むために	(1) 幼児期の教育・保育、学校教育の充実 (2) 子どもの健全育成
2 すべての子どもの幸せを 実感できるまち	2-1 すべての子どもの幸せの ために	(1) 児童虐待防止対策等の充実 (2) ひとり親世帯の自立支援の推進 (3) 障害児施策の充実等 (4) 外国につながる子どもへの支援
	2-2 子どもの貧困対策の推進	(1) 生活の支援 (2) 経済的な支援 (3) 教育の支援 (4) 保護者に対する就労の支援
3 子育て家庭が、 喜びとゆとりを持って 子育てができるまち	3-1 ゆとりを持って 子育てを行うために	(1) 家庭教育における教育機能の充実 (2) 経済的負担の軽減
	3-2 職業生活と家庭生活を 両立させるために	(1) 多様な働き方の実現及び職場環境づくり (2) 仕事と子育ての両立の推進
	3-3 安全で心地良い環境で 子育てをするために	(1) 良質な生活環境の整備 (2) 安全・安心のまちづくりの推進等
4 地域全体で子育て支援に 取り組むまち	4-1 地域全体で子育ての支援を するために	(1) 地域における子育てサービスの充実 (2) 子育て支援のネットワークづくり (3) 地域の教育力の向上

基本目標 1

すべての子どもが健やかに成長できるまち

1-1 母性並びに乳幼児の健康のために

安心して出産・育児をすることができる環境の構築を図ります。

(1) 子どもや母親の健康の確保

事業名		事業内容	担当課
1	母子健康手帳の交付	● 妊娠の届け出があった妊婦に、母子健康手帳を交付します。交付時にはアンケートに記入してもらい、そのアンケートをもとに保健師・助産師が面談を実施します。 ● リスクアセスメントの基準となるフォローシートをもとに妊娠届受理会議で協議し、支援が必要なケースの協議を行います。 ● すべての妊婦に電話・家庭訪問(必要に応じて)・アンケート等を行います。 ● 切れ目のない支援を目指して、こども家庭センターの事業を推進します。	健康増進課 子育て支援課
2	妊婦健康診査・妊産婦訪問指導の充実	● 妊婦一般健康診査14回分、妊婦超音波検査4回分、妊婦血液検査2回分、妊婦クラミジア抗原検査1回分、B群溶血性レンサ球菌(GPS)検査1回分、産婦健康診査2回分、妊婦歯科健診1回分の受診券を交付します。 ● すべての妊婦に対して、電話・家庭訪問(必要に応じ)・アンケート等を実施し、伴走型支援を行います。また、すべての産婦を対象に訪問を実施します。 ● 産婦健診については、健診でハイリスクと判断した産婦については医療機関より早期に連絡が入るようになり、必要に応じて精神科医療機関との連携が図れるよう、県と調整します。	健康増進課 子育て支援課

3	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	● 4か月児健診までの全乳児を対象に、訪問を実施します。 ● 訪問では、乳児の成長発達状況の確認や予防接種、市の子育て支援サービスについての説明、保護者の育児についての相談や保護者の心身の状態についての確認などを実施します。	健康増進課
4	乳児一般健康診査・新生児聴覚検査・乳児（4か月児）健康診査	● 乳児一般健康診査2回分、新生児聴覚検査1回分の受診券を交付。3～4か月児を対象に集団で乳児健診を実施します。 ● 集団での乳児健診では、受診率の維持及び未受診者の状況把握に努めます。 ● 未受診者については、地区担当保健師が状況把握の電話や訪問等を行います。	健康増進課
5	1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査	● 身体計測、内科健診、歯科健診を行い、身体の発育と心の発達を見ることで、疾病予防や早期治療を図ります。 ● 合わせて保健指導、栄養相談、歯科相談及びフッ素塗布を実施します。 ● 未受診者がいた場合には、担当保健師による電話や訪問等で状況把握を行います。	健康増進課
6	2歳6か月児歯科健診	● う歯予防と早期発見のため、歯科医師による歯科健診、保健指導、栄養相談、ブラッシング指導及びフッ素塗布を実施します。 ● 未受診者がいた場合には、担当保健師による電話や訪問等で状況把握を行います。	健康増進課
7	育児相談	● 身体計測を行います。 ● 保健師による育児相談、栄養士による離乳食相談・栄養相談、歯科衛生士による歯科相談等を実施します。 ● 子どもの成長発達等に関する相談及び保護者の育児不安や育児ストレスの軽減が図れるよう支援します。	健康増進課

8	幼児歯科教室	● チラシ配布の他に市ホームページへの掲載やアプリ通知、幼児クラブへの広報等で広く周知します。また、園や歯科医院とも協力し、参加者を募ります。	健康増進課
9	予防接種の実施	● 定期の予防接種費用を全額負担します。 ● 妊娠を希望する女性等への風しん予防接種費用を助成します。	健康増進課
10	養育支援訪問事業	● 乳児家庭全戸訪問事業やその他の事業により把握した、養育を支援することが特に必要であると判断した家庭の児童及びその養育者に対して、保健師・助産師・看護師等の専門職が居宅を訪問し、養育に関する相談、指導、助言、その他の必要な支援を行います。 ● 生活状況等についての課題を利用者と一緒に整理し、実施できるように努めます。 ● これまで養育支援訪問事業の中で実施してきた家事・養育支援については、令和6年度より子育て世帯訪問支援事業として実施します。	子育て支援課
11	発達障害児の早期発見・養育への支援	● 親子教室、要観察児教室各年9回開催。教室を通して、子どもの成長発達や特性、また子どもとのかかわり方等について、保護者と共有します。保護者が子どもへの理解が深められるよう、寄り添いながら保護者の支援も行っていきます。 ● 必要に応じて、医療機関の受診や療育について情報を提供します。	健康増進課 子育て支援課 社会福祉課
12	保健師の家庭訪問	● 幼児の成長発達状況や育児環境の確認、保護者の育児についての相談及び心身の状態について等の確認を訪問で実施します。 ● 関係機関と連携を図り、支援を必要とする子どもとその保護者について家庭訪問を実施します。	健康増進課

（２）食育の推進

事業名		事業内容	担当課
1	栄養改善事業	● 子育て中の保護者を対象に、離乳食教室を開催します。 ● 試食を交えた育児相談を行い、子どもの食事の様子を保護者と一緒に確認します。	健康増進課
2	食育推進事業	● 乳幼児期からの健康づくりを推進するために、幼稚園やこども園で食育教室を行います。	健康増進課

（３）小児医療の充実

事業名		事業内容	担当課
1	休日・夜間の救急医療体制の充実	● 子どもが夜間・休日等にけがをしたり、急な発熱等の急病になった時の応急処置方法や受診医療機関の紹介等を、岡山県の事業である小児救急電話相談（＃8000）とも連携しながら、24時間体制による電話健康相談事業を実施します。	健康増進課

1-2 生きる力を育むために

次代の担い手である子どもたちが、様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極め、新たな価値につなげていく力を育てます。

(1) 幼児期の教育・保育、学校教育の充実

事業名		事業内容	担当課
1	幼児期の教育・保育の充実	● 赤磐市内の保育所、幼稚園、認定こども園、小中学校が互いの保育・教育や接続カリキュラムを共通理解できるよう図ります。 ● それぞれの施設での指導力向上のための研修を行います。	学校教育課 子育て支援課
2	就学前教育・保育の基盤強化	● 就学前教育・保育の需要動向と事業者等の意向を見ながら、必要な教育・保育資源の適正配置及び量の確保に努めます。	子育て支援課
3	保育人材の確保	● 処遇改善を踏まえたキャリアアップの仕組みの構築や職場環境の改善、学生実習の受け入れなど、保育士、保育教諭を確保するための取組を進めます。	子育て支援課
4	保育士の業務負担軽減のための支援	● 国の補助金等を活用し、保育のＩＣＴを支援することで保育業務の負担軽減を図ります。	子育て支援課
5	指導主事・幼児教育アドバイザー配置・確保等	● 教育・保育の質の向上のため、指導主事・幼児教育アドバイザーを配置するための人員確保を目指し、取組を進めます。	学校教育課 子育て支援課
6	確かな学力の定着	● 4月に行われる全国学力・学習状況調査、岡山県学力学習状況調査、それぞれの結果を分析し、授業改善に生かします。 ● その取組の成果を1月に行う赤磐市学力状況調査で検証するサイクルを継続します。	学校教育課
7	特色ある学校・園づくりの推進	● 中学校区単位で、各地区・学校園の実態や課題に合わせて研究テーマを設定し特色ある園・学校づくりを行います。	学校教育課

8	豊かな心の育成とふれあいのある学校教育の推進	● Q U 検査を実施し、速やかに学級づくりに生かせる工夫を検討し、より良い学びの場を整えていきます。	学校教育課
9	安全、安心な学校給食の提供	● 民間による衛生研修や、センター栄養士による市独自の衛生研修を開催し、関係職員の共通理解のもと、衛生管理を徹底します。	学校教育課
10	教職員の資質向上	● 時宜に応じた様々な教育課題を解決するための研修を実施していきます。	学校教育課

(2) 子どもの健全育成

事業名		事業内容	担当課
1	児童館の充実	● 乳幼児の親子が気軽に集まることができる子育て拠点のひとつとして、親子が一緒に過ごせる活動を行います。 ● 親子同士のネットワークや地域の子育て経験者との交流ができるような仕組みを構築します。	子育て支援課
2	家庭・学校・地域社会の一体となった青少年健全育成事業の推進	● 市民総ぐるみによる青少年健全育成の一層の推進を図るため、青少年健全育成推進大会を開催し、明るい家庭づくり作文の表彰や発表、記念講演を実施します。	社会教育課
3	有害環境の排除と非行の防止活動の推進	● 青少年育成センターでの有害環境の排除では、有害図書の回収に白ポストを設置し、青少年に悪影響を及ぼす雑誌・DVD等を回収し、公園等子どもが集まる場所の清掃活動を実施します。 ● 市内の巡回補導を積極的に推進し、青少年の問題行動や非行の早期発見と指導に努めます。	社会教育課
4	職場体験活動	● 市内の中学生が、事業所などの職場で働くことを通じて、職業や仕事の実際について体験したり、働く人々と接したりして、働く意義ややりがいを学べるようにします。	学校教育課

5	地域学校協働活動の推進	● 地域住民の参画により、学校の教育活動を支援する仕組みをつくります。 ● 学習環境整備や学習の支援を通して、学校と家庭、地域が協力し、子どもの安全や学校の環境等、教育課題の解決を図ります。	社会教育課
6	放課後子ども教室・地域未来塾事業の推進	● 市内各地域の小学生を対象として、放課後や週末等に、地域住民との交流や様々な学習・体験活動を行います。 ● 市内各地域の中高生を対象に、週1回程度の学習支援を行い、学習習慣と基礎学力の定着を目指し、自ら学ぶ姿勢をもつ子どもを育てます。	社会教育課
7	子ども活動支援ボランティア事業	● 地域人材を学校園からの求めに応じて派遣し、教育活動を支援する事業です。学校園へ子ども活動支援ボランティア事業の周知を図り、活用を促進します。	社会教育課
8	子ども読書活動の推進	● 「赤磐市子ども読書活動推進計画」に基づき、関係機関と連携し、子どもの読書活動を推進します。	社会教育課
9	地域文化・芸術文化に接する機会の充実	● 次代を担う青少年が、文化・芸術に触れ、豊かな情操を養えるよう、国や県等からの事業案内を市内各学校園に周知し、活用します。	社会教育課
10	青少年の社会参加の促進	● 中高生と公民館、地域との連携を深め、それぞれの役割を果たしていけるようにします。	公民館
11	青少年育成センターの相談業務の実施	● 青少年育成センターの育成員により保育所、幼稚園、認定こども園、小中学校や施設等を積極的に訪問し情報収集や相談に応じていきます。	社会教育課
12	心の悩みに対する相談支援体制の充実	● いじめ、不登校、LGBTQ、ヤングケアラーなど、子どもたちの心の悩みに適切に対応するため、臨床心理の専門的な知識を持つスクールカウンセラーや関係機関との調整のほか、コーディネートを担当するスクールソーシャルワーカーを活用し、子ども本人・教師・保護者の様々な相談に対応します。	学校教育課 子育て支援課 健康増進課

基本目標2

すべての子どもの幸せを実感できるまち

2-1 すべての子どもの幸せのために

子どもの人権を守るとともに、各種支援と結びつきにくい子育て家庭や、障がいや外国籍など特に配慮の必要な子どもと家庭への支援に取り組みます。

(1) 児童虐待防止対策等の充実

事業名	事業内容	担当課
1 虐待への対応	● こども家庭センターにおいて、虐待を受けている子どもをはじめとする支援対象児童等の早期発見や適切な保護を図るために、要保護・要支援家庭に対して適切な連携の下で支援・対応できるよう、情報共有、相互連携・協力、役割分担・調整等の明確化や支援内容の協議を行います。 ● 生活環境等により支援が必要であるリスクの高い対象妊婦についても予防的な支援を行います。	子育て支援課
2 要保護児童対策地域協議会の機能強化	● 要保護児童等の早期発見と、家庭環境や対象児童の現況を共有するとともに、必要な支援の方法を確認するため、要保護児童対策地域協議会に調整担当者を配置して機能の強化を図ります。	子育て支援課
3 児童相談所との情報共有	● 要保護児童対策地域協議会を中心に、児童虐待防止のために児童相談所等関係機関との情報共有に努めます。	子育て支援課
4 体罰によらない子育て等の推進	● 育児不安や負担感の強い保護者に対して、家庭児童相談員や保健師を中心に、地域の関係機関と連携を図りながら保護者への支援の充実を図ります。	子育て支援課

5	子どもの相談機関の充実と連携	● 子育てに関する不安や悩みを気軽に相談できる窓口相談（電話相談）を行い、相談内容に応じて、関係機関と連携して必要な支援に繋がれるよう体制整備を行います。	子育て支援課
6	いじめへの対応	● 校内研修、担当者連絡会などで、いじめの積極的な認知による生徒指導の充実を図ります。	学校教育課
7	人権擁護機関の相談体制	● 法務大臣から委嘱された人権擁護委員による悩みごと（人権）相談を市内各地で実施する事業です。相談者の不安を軽減させるため、今後も相談所を継続して開設していきます。	協働推進課
8	人権尊重を基盤とした人権教育の推進	● 市民一人ひとりが人権を尊重し、様々な人権問題についての理解と認識を深め、基本的人権尊重の精神が身につくよう、関係各課との連携を密にし、人権の視点に立った施策の実施に努めます。	社会教育課
9	社会的養育の充実	● こども家庭センターを中心として、関連する取組の拡充や人材の専門性の向上、保育の質の向上などにより、子どものニーズにあったソーシャルワークを行う子ども家庭支援体制の構築を目指します。	子育て支援課

（２）ひとり親世帯の自立支援の推進

事業名		事業内容	担当課
1	ひとり親世帯の相談体制の充実	● 各種研修へ積極的に参加し、幅広い知識を身につけることで相談体制の更なる充実を目指します。 ● 児童扶養手当現況届等、各種手続きの機会を利用して相談を聞き取り適切な案内を行い、広報誌や市ホームページなどで制度の更なる周知をします。	子育て支援課

2	各種給付制度の充実	● 広報誌や市ホームページに掲載し、制度の適切な案内を行います。 ● 児童扶養手当現況届等、各種手続きの機会を利用し、制度について周知を行います。	子育て支援課
3	ひとり親家庭等医療給付制度、母子父子寡婦福祉資金	● 児童扶養手当現況届等、各種手続きの機会にひとり親家庭等医療費給付制度の案内を行い、該当の可能性がある方や希望する方には申請を促します。 ● 広報誌への掲載をするなどして、制度の更なる周知を行います。	子育て支援課
4	児童扶養手当	● 案内内容の見直しを適宜行い、わかりやすい制度説明を行います。 ● 他自治体の広報方法を参考にするなどして、広報誌や市ホームページなどで周知を行います。	子育て支援課
5	遺児激励金	● 児童扶養手当現況届等、各種手続きの機会を利用して案内を行ったり、広報誌へ掲載するなど更なる周知を行います。	子育て支援課

(3) 障害児施策の充実等

事業名		事業内容	担当課
1	ノーマライゼーションの理念の普及	● 赤磐市障害者自立支援協議会にて、当事者や家族、支援者が集まり、障がいの有無に関わらず、安心して暮らせるまちづくりについて話し合う機会を設けます。	社会福祉課
2	相談・指導体制の充実	● 子ども・障がい者相談支援センター（りんくステーション）の周知を図り、連携先との関係性の強化及び連携先を増やせるよう努めます。	社会福祉課
3	身体障害者手帳等の交付	● 手帳交付を迅速に行うとともに、対象者のニーズに合わせた福祉サービスの紹介を行います。	社会福祉課

4	障害児通所サービスの充実	● 不登校児への対応などニーズの複雑化を踏まえ、福祉のみではなく、子育て支援課や健康増進課、教育機関などとも密に連携できる体制づくりをしていきます。	社会福祉課
5	地域生活支援事業の充実	● 保護者のニーズを把握しながら、質の高い内容や事業者を確保できるよう努めます。	社会福祉課
6	医療的ケア児に対するコーディネーターの配置	● 医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、相談員等の配置を促進するとともに、医療的ケア児の人数把握に努め、関係機関同士で情報共有することで、必要な体制を整えるよう図ります。 ● 母子保健法に基づく養育医療・育成医療の給付を行います。	社会福祉課 健康増進課 子育て支援課
7	自立支援医療の給付	● 子ども医療費等の他制度と調整を図りながら、適切に医療が提供できるように努めます。	社会福祉課
8	未熟児養育医療の給付	● 母子保健法の規定に基づき、医療を必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行います。	健康増進課
9	特定疾患援護費の支給	● 原因が不明で治療法が確定していないいわゆる難病をり患されている方を対象にして、1年以上市内に住所を有し、かつ、市民税非課税の人に援護費を支給し、福祉の向上に努めます。	社会福祉課
10	特別児童扶養手当	● 対象者に丁寧な制度の説明を行い、手続きを迅速に行います。	社会福祉課
11	障害児福祉手当	● 対象者に丁寧な制度の説明を行い、手続きを迅速に行います。	社会福祉課
12	障害者等医療費助成	● 子ども医療費等の他制度と調整を図りながら、適切に医療が提供できるように努めます。	社会福祉課

13	就学支援事業の充実	● 就学前の4歳・5歳児の幼児を対象に、日常生活や集団生活の中で困っていることや心配なことについて、保護者からの就学相談を行います。 ● 就学に関する教育支援を行う支援者を対象に就学、障害福祉等に関する研修会を実施します。 ● 幼稚園・認可保育所・認定こども園を巡回訪問し、発達障害等の可能性のある子どもの支援方法や就学、保護者支援等について検討します。	学校教育課 子育て支援課 社会福祉課 健康増進課
14	特別支援教育の推進	● 通常学級、通級指導教室、特別支援学級など多様な学びの場の充実を図り、どの子ども安心して学べる環境づくりに努めます。 ● 各校の特別支援教育コーディネーターを中心に研修を行い、教職員の専門性向上に取り組みます。	学校教育課

（４）外国につながる子どもへの支援

事業名		事業内容	担当課
1	外国につながる子どもへの配慮	● 外国につながる子どもが健やかに成長することができるよう、子育て家庭に必要な教育・保育施設等における情報提供や相談の充実などの体制づくりに取り組みます。	子育て支援課 健康増進課

2-2 子どもの貧困対策の推進

子どもたちの将来が、その生まれ育った環境により夢や希望がかなえられないといったことのないよう、関係部署や関係機関が連携して、子どもの成長を見守る仕組みを充実させるとともに、「生活」、「経済」、「教育」、「保護者に対する就労」の4つの柱による支援を総合的に実施します。

また、子どもの貧困対策における施策と子ども・子育て支援施策とを一体的に実施します。

(1) 生活の支援

事業名	事業内容	担当課
1 相談体制の充実	● ひとり親家庭の就労支援を含めた生活全般に関する総合的相談支援を実施します。 ● 関係機関との連携を図り、子どもの成長に合わせて子どもを守り育てるための自立の促進と生活の安定ができるよう、相談体制の充実を図ります。	子育て支援課
2 DV被害者等に対する支援	● 関係機関との連携を深め、相談体制を強化し、プライバシーに配慮してDV被害者とその子どもを総合的に支援します。	協働推進課
3 食育推進活動	● 食育を通して、赤磐市の子どもたちの基本的な生活習慣を改善していくために、食や基本的な生活習慣の大切さを伝える活動や授業を行います。 ● 食育・基本的な生活習慣に関する作品を募集、展示会などを開催し、家庭や地域への啓発活動を行います。	健康増進課 学校教育課
4 公民館事業の推進	● 利用者の声を聞いたり、ニーズ調査を行ったり、より良い生涯学習の場所を提供できるよう努めます。	公民館
5 こども家庭センター事業の推進	● 母子保健分野と児童福祉分野がより一層の連携を図り、妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援を行うため、こども家庭センターの事業を推進します。	子育て支援課

6	NPO・地域団体等への活動支援	● 個人情報に配慮しながら、関係課・関係機関内で子どもの居場所づくり等の支援活動に必要な情報共有を行いつつ、地域の関連団体と連携を図り、NPO・ボランティア団体、地域団体等の活動を支援します。	協働推進課 社会福祉課 子育て支援課
7	母子・父子自立支援員による相談支援	● 各種研修に参加し、幅広い知識を身につけるようにします。 ● 他自治体の母子・父子自立支援員とともに研修に参加し、適切な案内ができるよう情報交換を行います。	子育て支援課
8	家庭児童相談員による相談支援	● 支援の必要な家庭に対し相談支援を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携して支援を行います。	子育て支援課
9	母子保健施策の推進	● 健診の場で子育て支援情報等のチラシの配付や育児相談を実施します。 ● 子育て講座を活用し、子育て世代に周知していきます。 ● 親子教室等の各種教室や幼児クラブの健康教室を通じて、育児に関する知識等を周知していきます。	健康増進課
10	子育て世帯の住まいの確保	● 住まいの確保に困窮する低所得の母子・父子世帯において、公営住宅入居にあたり入居資格を緩和し、住まいの確保を進めます。	建設課
11	子育て世帯の定住促進	● 市の分譲宅地を取得し定住する子育て世帯の定住希望者に対し、定住促進奨励金を交付しています。奨励金の額は、1戸あたり20万円とし、義務教育以下の子どもがいる場合は、1人あたり20万円を加算交付します。	建設課
12	各種支援制度の周知の徹底	● 支援を必要とする方が適切に支援を受けることができるよう、市ホームページやガイドブック等により各種支援制度の情報提供に努め、制度の周知の徹底を図ります。	各事業担当課

(2) 経済的な支援

事業名		事業内容	担当課
1	生活保護による支援	● 法定受託事務であることから、国・県の指導のもと適正な業務を行い、安心して相談できる環境整備及び相談体制の充実に努めます。	社会福祉課
2	生活困窮者自立支援事業（あすてらす）	● 委託先との協力体制を強化し、生活困窮者を支援していきます。	社会福祉課
3	生活福祉資金貸付事業	● 各福祉関係部署とのケース会議等の活用による情報共有や協力体制を強化し、生活困窮者を支援していきます。	社会福祉協議会

(3) 教育の支援

事業名		事業内容	担当課
1	学校教育の充実	● 基本的な生活習慣や、社会生活上のルールなどの徹底、豊かな体験を通して、道徳性の育成を図ります。 ● 学ぶ意欲を高め基礎基本を定着させるとともに、主体的な学習活動を行うための指導方法の改善や、達成感を味わわせる指導の工夫を行います。 ● 体力の向上と自ら進んで運動に親しむ態度の育成及び自らの健康の保持増進を図る習慣化を推進し、生命を尊重する心を育みます。 ● 家庭、地域社会などとの連携のもと、各学校が企画し実施する、特色のある学校づくりを支援します。	学校教育課

	(つづき)	● 障がいのある子どもの特性や能力を生かした教育を進めるため、関係機関と連携を図りながら、就学相談や指導を行います。 ● 適応指導教室・青少年育成センターなどの関係機関と連携しながら、不登校の児童が活動意欲を持ち、集団活動に参加する力や自立する力を高めることができるよう支援します。	学校教育課
2	学力向上推進事業	● 学習支援員や非常勤講師等の配置を行い、児童生徒の個に応じた支援や専門性の高い授業を行うことができるようにします。	学校教育課
3	不登校対策の充実	● 学校が「魅力ある場所」となるよう、子どもをまんなかとした教育活動を推進していきます。 ● 登校に強い不安を感じている子どもに寄り添い、自立する力を高めるための支援体制を充実させます。 ● 子ども一人ひとりの状況に応じて、多様な学びの場を用意できるようにします。	学校教育課
4	関連機関との連携強化	● 福祉関係部署や児童相談所などとのケース会を充実させます。 ● 学校の相談体制の充実や教育と福祉をつなげるために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる支援を推進するとともに、関連機関との連絡・連携体制を強化します。	学校教育課 子育て支援課 社会福祉課
5	保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校の連携	● 架け橋プログラムを推進し、子どもの成長を切れ目なく支え、つないでいくために、認可保育所・幼稚園・認定こども園と小学校、中学校が連携を図ります。	学校教育課 子育て支援課
6	学習場所の提供	● 公民館、図書館等の公共施設を学習スペースとしても使用できるよう、引き続き開放します。	社会教育課
7	高等学校等通学費補助	● 高等学校等に通学する生徒等の市内での通学にかかる保護者の経済的負担格差を軽減するため、通学費の一部を補助します。	教育総務課

8	早期発見の支援体制整備	● 乳幼児からの早期の支援体制づくりと関係機関相互の連携を強化し、家庭環境等に左右されず、一貫した指導・支援を実現する相談・支援体制の整備・充実を図ります。 ● 関係機関と連携を図り、健診終了後も対象者との関係を築きながら、必要なところへのつなぎを行います。	学校教育課 健康増進課 子育て支援課
---	-------------	--	--------------------------

(4) 保護者に対する就労の支援

事業名		事業内容	担当課
1	就業相談体制の整備	● より良い就業により、安定して生活が送れるよう、就業相談や情報提供等に努めます。	商工観光課
2	ひとり親家庭への就労支援	● 広報誌や手続きの機会などで制度の周知徹底を図ります。必要な方が利用できるよう、丁寧な制度説明を行い、ひとり親家庭等の就労支援につながるようハローワークとの連携を行います。	子育て支援課
3	高等職業訓練促進給付金の支給	● 広報誌や市ホームページに掲載し、本制度の適切な案内を行うようにします。 ● 児童扶養手当の現況届の機会を利用し、制度について周知を行います。	子育て支援課
4	地域雇用の創出	● 働く意欲のある人々に雇用の場が確保されるよう、総合的な雇用関係情報を提供するとともに、企業誘致を促進し、住民の雇用機会の拡大に努めます。 ● 「赤磐市総合計画」に基づき、雇用の促進を図ることができる魅力的な企業の立地支援等を継続的に行い、地域全体で仕事と生活の調和の実現に取り組みます。	商工観光課

基本目標 3

子育て家庭が、喜びとゆとりを持って子育てができるまち

3-1 ゆとりを持って子育てを行うために

核家族化の進行、地域のつながりの希薄化、就労形態の多様化などを背景とした、すべての子育て家庭を対象とした多様な子育て支援サービスを充実していきます。

(1) 家庭教育における教育機能の充実

事業名	事業内容	担当課
1 子育てに関する相談の場の提供	● 子育てに対する不安や悩みを持つ保護者が相談できる場を提供します（家庭教育支援チーム対応）。重篤な相談案件については、関係機関と連携していきます。	社会教育課
2 家庭教育支援チーム員の資質向上	● 研修・ケース会議を実施し、相談対応するチーム員の資質向上に努めます。	社会教育課
3 家庭教育力向上の推進	● 小学校就学前から思春期の子どもを持つ親を対象に、子育てやしつけ・接し方・子どもの発達段階などについての講座を実施し、子どもの自己実現とその支援について考える機会を提供します。 ● 参加型学習講座の親育ち応援学習プログラムの活用を促進し、保護者同士のつながりから地域の中で安心して子育てができる環境づくりを推進します。 ● 子どものよりよい生活習慣の確立のため、近年若年層から利用率が高まっているスマートフォンをはじめとしたインターネット利用におけるインターネット・リテラシーを身につけることができるよう、学校・家庭の両面からの支援を推進します。	社会教育課

(2) 経済的負担の軽減

事業名		事業内容	担当課
1	子ども医療費助成	子どもに係る医療費の自己負担額の全部を助成（高校生等まで）し負担を軽減するとともに、必要な受診を促し子どもの健康を増進します。	健康増進課
2	就学援助	経済的な理由により就学が困難な児童の保護者に対し、学校生活に必要な費用の一部を援助する事業です。児童が安心して学校生活を送るために、福祉関係部署とも協力しながら援助を行います。	教育総務課
3	奨学金制度の周知と広報	学生に就学のための援助金を貸与または給付する事業です。赤磐市にはその制度がないため、家庭の経済的負担の軽減に向け、国や各種団体の制度を案内していきます。	教育総務課
4	遠距離通学支援	赤磐市立の小中学校に遠距離通学をする児童生徒について、通学費の補助やスクールバスで負担の軽減を行う事業です。「赤磐市遠距離通学支援要綱」を基本に、必要に応じた対応を行います。	教育総務課
5	児童手当	高校生年代修了前までの児童を養育する父母等に手当を支給する事業です。未請求者の解消、発生防止のため、庁内各課との連携や住民基本台帳の異動確認を行います。	子育て支援課
6	ひとり親家庭等医療給付制度、母子父子寡婦福祉資金【再掲】	- 児童扶養手当現況届等、各種手続きの機会にひとり親家庭等医療費給付制度の案内を行い、該当の可能性がある方や希望する方には申請を促します。 - 広報誌への掲載をするなどして、制度の更なる周知を行います。	子育て支援課
7	児童扶養手当【再掲】	- 案内内容の見直しを適宜行い、わかりやすい制度説明を行います。 - 他自治体の広報方法を参考にするなどして、広報誌や市ホームページなどで周知を行います。	子育て支援課

8	自立支援医療の給付 【再掲】	● 子ども医療費等の他制度と調整を図りながら、適切に医療が提供できるように努めます。	社会福祉課
9	未熟児養育医療の給付 【再掲】	● 母子保健法の規定に基づき、医療を必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行います。	健康増進課
10	特定疾患援護費の支給 【再掲】	● 原因が不明で治療法が確定していないいわゆる難病をり患されている方を対象にして、1年以上市内に住所を有し、かつ、市民税非課税の人に援護費を支給し、福祉の向上に努めます。	社会福祉課
11	特別児童扶養手当 【再掲】	● 対象者に丁寧な制度の説明を行い、手続きを迅速に行います。	社会福祉課
12	障害児福祉手当 【再掲】	● 対象者に丁寧な制度の説明を行い、手続きを迅速に行います。	社会福祉課
13	障害者等医療費助成 【再掲】	● 子ども医療費等の他制度と調整を図りながら、適切に医療が提供できるように努めます。	社会福祉課

3-2 職業生活と家庭生活を両立させるために

女性の就労意向の高まりや、雇用形態の多様化、経済的な理由等により、女性の就業率は上昇しています。男女が共に仕事と家事、育児、介護などの家庭生活とのバランスをとることができるよう、支援体制の充実を図ります。

(1) 多様な働き方の実現及び職場環境づくり

事業名		事業内容	担当課
1	労働時間短縮に向けての啓発	● 労働時間短縮に関する制度を普及・啓発する事業です。企業（事業主）に向け、パンフレットの配布や広報誌、市ホームページへの掲載による周知を行います。	商工観光課

2	育児休業制度の啓発	● 育児休業に関する制度を普及・啓発する事業です。企業（事業主）に向け、パンフレットの配布や広報誌、市ホームページへの掲載による周知を行います。	商工観光課
3	子育てがしやすい職場環境づくり	● 労働者・事業主に対して、育児休業制度等の子育てと仕事の両立に関わる法制度の広報・啓発活動を推進し、意識の高揚を図ります。 ● 働く保護者がゆとりを持って子育てが行えるよう、有給休暇の取得や労働時間の短縮、働き方の工夫などについて、様々な機会を通じて企業や事業主に理解と協力を求めています。	商工観光課 子育て支援課
4	就業・再就職の支援	● 出産・子育てを機に退職した人を含め、就業・再就職を希望する女性等を対象に、就職に役立つ技術の習得や労働諸制度に関する講座の開催など、関係機関とともに支援を進めます。	商工観光課 子育て支援課

（２）仕事と子育ての両立の推進

事業名		事業内容	担当課
1	ファミリー・サポート・センター	● 利用会員と提供会員による、有償の支えあい組織です。会員のニーズを把握したサポート事業を展開できるよう、支援を行います。	子育て支援課
2	放課後児童クラブの充実	● 保護者が就労等により日中家庭にいない子どもに対し、遊びや生活の場を提供し健全な育成を図ります。利用する子どもたちが安心して放課後が過ごせるよう、充実に努めます。	子育て支援課
3	通常保育	● 人口推移を踏まえながら、保育を必要とする人に保育が提供できる体制の整備を図ります。	子育て支援課
4	一時預かり	● 育児疲れ解消、急病、短時間勤務等の事情で、保育所等に入所していない児童を一時的に預かる事業です。必要な人が利用できるよう制度周知を行います。	子育て支援課

5	延長保育	● 労働時間、通勤時間等のやむを得ない事情により保育時間の延長が必要な場合、通常の保育時間を超えて保育を実施するものです。引き続き事業を実施します。	子育て支援課
6	障害児保育	● 障がいのある児童で、集団での保育が可能で保育所等に通所できる児童を預かる事業です。引き続き受け入れ態勢の確保を図ります。	子育て支援課
7	乳幼児保育	● 人口推移を踏まえながら、保育を必要とする人に保育が提供できる体制の整備を図ります。	子育て支援課
8	休日保育	● 日曜・祝日等の休日に、やむを得ない事情により家庭で保育できない児童を預かる事業です。引き続き受け入れ態勢の確保を図ります。	子育て支援課
9	病児保育	● 体調不良型の実施を継続しつつ、病児保育事業のニーズを踏まえ、必要な環境整備に努めます。	子育て支援課
10	幼稚園・認定こども園の預かり保育	● 保護者の就労等により幼稚園・認定こども園を利用しながら、預かり保育を必要とする子どもの受け入れを行います。	学校教育課 子育て支援課
11	子育てのための施設等利用給付の実施	● 子育てのための施設等利用給付の実施においては、必要とする保護者がもれなく給付を受けることができるよう、提供体制の整備を目指すとともに、広報誌や市ホームページへの掲載など積極的な制度の広報を行い、適正な支給の確保に努めます。	子育て支援課

3-3 安全で心地良い環境で子育てをするために

安心して子育てをすることができるまちづくりを推進し、誰もが安心して生活ができる生活環境の整備を図ります。

(1) 良質な生活環境の整備

事業名		事業内容	担当課
1	都市公園の整備	● 子どもの健やかな育ちを支える環境を整備し、地域社会の中で安心して成長できる場所、子育てができる良質な環境を維持します。	建設課
2	子ども連れの利用に配慮した施設の整備	● 庁舎や各種公共施設において、子育て世帯が安心して利用できる環境の整備に努めます。	子育て支援課 管財課

(2) 安全・安心のまちづくりの推進等

事業名		事業内容	担当課
1	防犯灯・防犯カメラの整備及び防犯活動の推進	● 地区からの事業要望に基づき、必要箇所に防犯灯の新設、LED灯の普及及び防犯カメラを設置します。 ● 自主防犯団体等の各関係団体と連携し、啓発等の啓発活動を行います。	くらし安全課
2	防災活動	● 過去に防災講座を行ったことがない地域や、少ない地域での講座開催を促す声かけを行います。 ● 開催を行ったことがある地域に関しては、救助訓練などの実働的な講座の案内を行います。	くらし安全課
3	交通安全活動の推進	● 無事故無違反・交通死亡事故ゼロの継続を目指します。 ● 新しい指導・啓発方法を取り入れながら、適切な交通安全教育を行います。	くらし安全課

4	幼児交通安全クラブへの支援	● 子どもの交通事故を防止するため、幼児交通安全クラブと連携し、効果的な交通指導を実施します。 ● 円滑に交通指導が行えるようサポートを行います。	くらし安全課
5	交通安全施設	● 交通事故撲滅のため、また安全な交通環境確保のため、必要性の高い箇所から交通安全施設の修繕を行うとともに、事故が起きる前に点検等を随時行います。	くらし安全課
6	不審者メールの配信等の活用	● 子どもの安全を守るため、子どもの安全にかかわる事件、不審者等の情報を安心メール受信登録者（保護者や市民）に提供し、多くの人と協力して子どもを見守り、地域の安全性を高めます。	社会教育課
7	青パト等による市内巡回活動の充実	● 通常の巡回パトロールを毎週月曜日から金曜日に実施し、青少年の非行、問題行動を未然に防ぎます。緊急の場合には、即時に巡回パトロールを行います。 ● 特別パトロールを早朝、夕方、夏季休業中に実施します。	社会教育課
8	インターネット利用における子どもの犯罪被害の防止	● 子どもがインターネットに関わる犯罪に巻き込まれないよう、インターネット利用における注意喚起・啓発活動を推進します。	くらし安全課

基本目標 4

地域全体で子育て支援に取り組むまち

4-1 地域全体で子育ての支援をするために

子育て家庭の不安感、負担感の解消、軽減を図るために、行政をはじめ、家庭・地域・学校・企業などが連携・協働しながら、地域全体で子育て支援を進めます。

(1) 地域における子育てサービスの充実

事業名		事業内容	担当課
1	身近な場所での子育て支援機能の整備（利用者支援）	● 子育てに関する不安や悩みを気軽に相談できるような体制にします。 ● 子育て支援センター等と連携して、継続的な支援ができるように努めます。	子育て支援課
2	子育て支援センターの機能充実	● 子育て支援に関わる支援者を対象に、子育てに対する幅広い知識や子どもの安全、育ちに関する知識など子育て支援に必要な知識、技術の向上を図るための研修を行い、子育て支援の質の確保・向上に取り組みます。 ● こども家庭センターとの連携により、専門性を生かした子育て支援を目指します。	子育て支援課
3	地域の親子の居場所づくりの推進	● 親子が安心できる場所で当事者同士や地域の方と交流することで、子育ての不安の軽減につながり豊かな子育てができるため、親子の居場所づくり、地域での仲間づくりを推進します。	子育て支援課
4	児童館における相談事業	● 乳幼児の居場所づくりを重視した児童館として、育児相談事業等の支援強化を図り、親の育児不安解消や仲間づくりの場の提供、乳幼児の健全育成機能に努めます。	子育て支援課

5	保育所地域活動事業	● 地域住民の参加と協力を得ながら、健全な子どもを育成する環境をつくるため、子育てに関する交流の場の提供や保育所行事の地域開放など地域住民が子育てに関わる機会の提供を行っていきます。	子育て支援課
6	こども誰でも通園制度	● すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形で支援するため、保育所等に通所していない3歳未満児までの未就園児を、月一定時間までの利用枠の中で預かる「こども誰でも通園制度」の令和8年度の実施に向けて検討を進めます。	子育て支援課

（２）子育て支援のネットワークづくり

事業名		事業内容	担当課
1	地域全体での子どもの見守り	● 地域での行事や活動の中で子どもを見守り、ヤングケアラーや虐待の疑いなど、気になる状況があれば福祉関係部署へ相談できる地域づくりを推進します。	子育て支援課
2	幼児クラブ	● 年3回の幼児クラブ連絡協議会全体会議を開催し、各クラブの代表者が集まり情報交換等を行います。各クラブで年1回以上、保健師または栄養士による健康教室を実施します。 ● クラブ代表者が中心となり、赤磐市全体の幼児クラブが合同で交流会を実施できるよう支援します。	健康増進課
3	民生委員児童委員・主任児童委員	● 民生委員児童委員による登下校時の見守り活動や、各幼稚園、小学校、中学校行事、地域の子どもを対象とした活動への積極的な参加をし、子育てや不登校などの相談を受けやすい体制をつくり、りんくステーション・こども家庭センター等に円滑に橋渡しができるように努めます。	社会福祉課

4	愛育委員・栄養委員	● 愛育委員による赤ちゃん訪問を継続実施し、地域の相談相手として愛育委員の周知を行います。 ● 愛育委員による子育てサロンや親子交流会を開催し、親子の関わり方を具体的に伝えるとともに、育児中の親子の仲間づくりにつながる支援を行います。 ● 食のボランティアとして栄養委員が地域で頼られるよう、料理教室や一口運動が実施できるよう支援します。	健康増進課
5	子育てを支える人材の育成	● 子育て支援の場（子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター、リンクステーション、保育所等）におけるスタッフや地域ボランティアを対象に、子育てに対する悩みや相談への対応における知識・技術向上のための研修を行います。	子育て支援課
6	子育て情報の充実	● 子育て家庭がニーズに応じた情報が収集できるよう、情報サイトの円滑化に努めます。 ● 地域のネットワークを生かし、情報サイトの周知に努めます。	子育て支援課

（３）地域の教育力の向上

事業名		事業内容	担当課
1	社会教育関係団体（青少年団体）の育成	● 社会教育関係団体登録制度により新規団体の登録を募ります。社会教育関係団体企画提案型補助金制度により、地域に開かれた教育活動を推進します。 ● 事業の資質向上のため、求めに応じて適切な指導や助言を行います。	社会教育課

2	生涯学習事業の推進	● 市民が主体的・積極的に地域社会づくりに参画できるよう、公民館、図書館などの社会教育施設が連携し、学習の機会と内容の充実を推進します。	社会教育課
3	公民館活動の充実	● 放課後子ども教室の実施・・・新規のボランティアの確保・育成については、地域人材の発掘、養成講座の実施が必要です。また、活動前にミーティング時間を確保し、活動内容の情報共有に努めます。 ● 親子で遊ぼう講座・・・親子、特に父親と子どもとの関わりについて講座を通して深めることができるような内容にし、講座への参加を増やし、親子交流の時間を充実させます。 ● 中高生地域活性化事業の実施・・・学校との連携、調整を図り、学生が参加しやすいようにしていきます。	公民館
4	図書館活動の充実	● 子ども向け講座、子育て支援講座の充実を図るとともに、中高生の利用促進に向けた講座についても実施していきます。	図書館
5	地域学校協働活動の推進 【再掲】	● 地域住民の参画により、学校の教育活動を支援する仕組みをつくります。 ● 学習環境整備や学習の支援を通して、学校と家庭、地域が協力し、子どもの安全や学校の環境等、教育課題の解決を図ります。	社会教育課
6	放課後子ども教室・地域未来塾事業の推進 【再掲】	● 市内各地域の小学生を対象として、放課後や週末等に、地域住民との交流や様々な学習・体験活動を行います。 ● 市内各地域の中高生を対象に、週1回程度の学習支援を行い、学習習慣と基礎学力の定着を目指し、自ら学ぶ姿勢をもつ子どもを育てます。	社会教育課
7	子育てに関する相談の場の提供 【再掲】	● 子育てに対する不安や悩みを持つ保護者が相談できる場を提供します（家庭教育支援チーム対応）。重篤な相談案件については、関係機関と連携していきます。	社会教育課

8	人権尊重を基盤とした人権教育の推進 【再掲】	● 市民一人ひとりが人権を尊重し、様々な人権問題についての理解と認識を深め、基本的人権尊重の精神が身につくよう、関係各課との連携を密にし、人権の視点に立った施策の実施に努めます。	社会教育課
9	生涯にわたるスポーツライフの推進	● 就学前の子どもたちを対象に、県スポーツ協会が派遣する専門の講師によるＡＣＰ（アクティブ・チャイルド・プログラム）体験会を実施します。	社会教育課
10	豊かな市民文化の創造の推進	● 地域の伝統文化の継承や市民文化の向上のため活動している、社会教育関係団体や個人・団体を支援していきます。 ● 社会教育関係団体企画提案型補助金制度により、地域に開かれた教育活動を促進していきます。	社会教育課
11	文化財の保護と活用の推進	● 史跡や文化財の普及啓発や環境整備を推進する事業です。その保存・活用のため、継続的な事業実施と情報発信を行います。	社会教育課
12	文化遺産の伝承と活用	● 郷土の歴史を未来へ継承する事業です。郷土への理解を深めてもらうため、郷土資料館等の継続的な施設整備や体験講座を行います。	社会教育課

指標（令和11年度末）の目標

No.	指標	現状値 (令和6年度末見込み)	目標値 (令和11年度末)
1	乳児健診受診率	95%	96.5%
2	育児相談利用者数	200人	250人
3	幼児クラブ合同交流会参加者数	87人	100人
4	りんくステーションの相談件数	557件	570件
5	ひとり親家庭の相談件数	360件	400件
6	身近に子育ての相談ができる人がいる割合	98.2%	98.5%
7	子育て支援サービスの情報に関する満足度 (5段階の4以上の割合)	32.5%	45%
8	子育て環境や支援への満足度 (5段階の4以上の割合)	45.6%	50%
9	地域に見守られていると思う人の割合	45.6%	50%
10	子育てに不安や負担を感じる人の割合	49.4%	40%
11	育児休業を取得したことのある人の割合	就学前児童の父親 15.1% 就学前児童の母親 70.3%	就学前児童の父親 25% 就学前児童の母親 75%
12	ファミリー・サポート・センターの登録者数	依頼会員 260人 提供会員 135人 両方会員 51人	依頼会員 300人 提供会員 150人 両方会員 65人
13	不登校児童・生徒の出現率	小学生 1.85% 中学生 5.80%	小学生 1.5% 中学生 5.0%
14	放課後学習サポート実施校	4校	8校
15	放課後子ども教室利用者数	3,009人	3,200人
16	中高生の地域活性化事業参加者数	20人	100人
17	家庭教育講座参加者	898人	1,000人
18	スポーツ施設利用者数	376,000人	400,000人
19	公民館利用者数	71,745人	112,000人
20	図書館来館者数	145,000人	172,000人

第6章 計画の推進

6-1 推進体制の充実

(1) 庁内各課との連携強化

本計画に携わる部署は、児童福祉の担当課である子育て支援課だけでなく、保健・衛生及び医療の担当課である健康増進課、教育委員会など広範囲にわたります。

そのため、各課との綿密な情報交換と連携した行動によって、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

(2) 関係機関や市民との協力

本計画の推進のためには、本市だけでなく、児童相談所などの行政組織や、子育てに関係する各種関係団体とそのネットワーク、地域住民の協力が不可欠です。そのため、市民に対して積極的に情報を提供するとともに、行政と各種関係団体、地域住民との協力の強化を推進します。

(3) 国・県との連携

地方公共団体の責務として、市民のニーズを的確に把握し、利用者本位のより良い子育て支援となるよう、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

6-2 計画の点検・評価

本計画を市民とともに推進していく体制を確保するため、住民参画により構成される「赤磐市子ども・子育て会議」を中心に、計画の推進と進行管理を行います。

6-3 計画の公表

本計画は、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するための体制づくりに向けて、行政だけでなく、家庭、地域等、市民全員のそれぞれの立場における取組を示すものです。

そのため、市民一人ひとりが子育てと子育て支援の重要性を理解し、取組を実践していけるよう、市ホームページ等を活用し、本計画の内容を公表し、市民への周知徹底を図ります。

資料

1 赤磐市子ども・子育て会議条例

平成 27 年 3 月 24 日

条例第 11 号

(設置)

第 1 条 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 8 条第 3 項及び子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 72 条第 1 項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、赤磐市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 児童福祉法その他の法令の規定による児童福祉事業に関する事項
- (2) 子ども・子育て支援法第 72 条第 1 項各号に掲げる事項
- (3) 次世代育成支援対策に関する事業及びその推進に関する事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関する事項

(組織)

第 3 条 会議は、委員 12 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 関係機関又は関係団体から推薦された者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は 2 年とし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 4 条 会議に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

5 緊急の必要があり会議を招集する暇がないときその他やむを得ない理由のあるときは、委員に書面を送付し審議することで会議に代えることができる。

（報酬及び費用弁償）

第6条 委員の報酬及び費用弁償は、赤磐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年赤磐市条例第44号）の定めるところにより支給する。

（その他）

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（会議の招集の特例）

2 この条例による最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（令和2年9月30日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月15日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

2 赤磐市子ども・子育て会議委員名簿

◎：会長 ○：副会長

	区 分	職 名 等	氏 名	
1	学識経験者	元環太平洋大学 特任教授	◎田部 永子	
2	主任児童委員	主任児童委員 部会長	森定 桂子	
3	私立保育園・認定こども園	社会福祉法人岡山こども協会 理事長	齊藤 歩	※1
		社会福祉法人桜会 山陽桜保育園 園長	三宅 栄	※2
4	公立保育園・認定こども園	周匝保育園 園長	○木原 美智子	
5	幼稚園	山陽幼稚園 園長	坂井 さつき	
6	小学校	石相小学校 校長	岸根 昌昭	
7	中学校	高陽中学校 校長	古山 一義	
8	保育園保護者代表	周匝保育園保護者代表	堀川 泰史	
9	幼稚園保護者代表	山陽幼稚園保護者代表	富山 有希	
10	小中学校保護者代表	高陽中学校保護者代表	藤野 真年	
11	関係団体	赤磐子どもNPOセンター 事務局長	国正 恵美子	

(令和6年4月1日～令和7年3月31日 順不同・敬称略)

※1 令和6年9月30日まで

※2 令和6年10月1日から

第3期 赤磐市子ども・子育て支援事業計画 (令和7～11年度)

発行年月 : 令和7年3月

発 行 : 赤磐市

編 集 : 赤磐市 保健福祉部 子育て支援課

〒709-0898 岡山県赤磐市下市 344

TEL 086-955-1111 (代表)

ホームページ <https://www.city.akaiwa.lg.jp>
